



高橋経営局長を囲んだ座談会

目 次

座談会 農業構造改革はどこまで進んだのか
—品目横断的経営安定対策の到達点—

司 会 谷口 信和

報 告 高橋 博

出席者 梶井 功 服部 信司 小林 信一

矢坂 雅充 加瀬 和俊…………… (4)

【時評】 農業株式会社の行方—中国酪農の担い手論— ……(m)(2)

☆表紙写真 「祈願」 中国四国・愛媛南予 幸口 栄二
「農村と都市をむすぶ」 2007年12月号 (第57巻12号) 通巻674

農業株式会社の行方

— 中国酪農の担い手論 —



農業への株式会社への参入を日本農業の新たな担い手として位置づけ、株式会社の農地取得を認めようとする議論が喧しい。経営形態で農地取得を制限するのは合理的ではない、株式会社は資金力や生産技術、経営管理において優位にあるばかりでなく、人の寿命に制約されない法人は経営の継続性も見込めるといった議論が繰り返されてきた。

しかし、家族経営と株式会社を対置した抽象的な議論からは、株式会社の農業ビジネスの収益性、農業生産・労務管理・資金管理の革新性、そして地域社会との関係性などはいっこうにみえてこない。本誌先月号が取り上げた農業特区を活用して農業に参入した株式会社の事例分析は、こうした議論の溝を埋めるための試みでもある。そこで示された地域の農業資源の復元・保全や村おこしと一体化した農業活性化のために、経営資源を投入している農業株式会社は、株式会社の農業参入の本来の姿ではないということになるのだろうか。農業に参入する一般株式会社の業態、規模、栽培作物などを想定した議論がもとめられている。

急速に拡大している中国の酪農生産でも、農業株式会社への期待論が高まっている。生乳生産量の七割ほどを占める家族酪農経営の技術の立ち後れが顕著だからである。飼料給餌をはじめとする牛の飼養管理技術や衛生的な搾乳作業・生乳管理の向上は期待できないという。たしかに酪農民の関心は、雌牛販売収益にあり、生乳生産の効率化や乳質の向上は二の次とされる傾向にある。生乳の衛生的品質を維持するためには、近代的なミルクングパーラー（ミルクステーション）での搾乳が不可欠であるとされている。自前の搾乳施設をもてない家族経営は、ミルクステーション業者を介して生乳を販売することになり、それだけ乳価は低くなる。出荷乳量を確保するために乳房炎治療牛の生乳も出荷され、抗生物質の残留も危惧されている。今後の家族酪農経営の発展は、多額の投資を要する搾乳施設の導入と適正な搾乳管理にかかっているといわれる所以である。

こうして中国政府は大規模な酪農企業の参入を推進奨励してきた。乳業メーカーの直営農場、個人出資の酪農企業や酪農団地経営である牧場園区（養殖小区）は、中央あるいは地方政府の開発プロジェクトに組み込まれることも多く、政策的な支援を受けることができる。アメリカやニュージーランドなどから輸入した純粋種のホルスタインを基礎にして、数千頭規模の酪農企業が次々に

設立されてきた。いずれも近代的なミルクングパーラーを備えていることはいうまでもない。しかし、これらの酪農企業の場合は生乳生産による収益確保とはいえないという。企業イメージの向上、政府開発プロジェクトの補助金や土地の転売など、酪農経営以外の収益にたいする思惑が働いているというのである。

このように酪農を投機として捉える経営が多いなかで、生産性の高い酪農生産を実現し、生乳販売による収益拡大をめざす農民出資株式会社の設定が少しずつ広がっている。内モンゴル自治区フフホト市郊外にある(株)宏豊養殖場はその先駆的な経営である。二〇〇三年ころにバブルともいえるべき酪農ブームが崩壊し、村の多くの家族酪農経営が負債を抱えながら酪農をやめていった。そこでトウモロコシ産地としての立地条件を活かし、村の主要産業である酪農を維持していくために、行政・教育組織で農業振興などに携わっていた任氏が、農民出資の酪農株式会社の設立を呼びかけたのである。

二〇〇四年に村の富裕な農家など六八戸が、現金と輸入乳牛を出資して、成牛飼養頭数二〇〇頭の酪農株式会社をスタートさせた。〇七年には飼養頭数は三六二頭となり、一五年に二、〇〇〇頭規模の経営をめざしている。出資金で自前のミルクングパーラーを建設し、乳業メーカーへの生乳の直接販売を実現している。飼料も八〇へ

クタールの畑を借りてトウモロコシを自給するとともに、周辺の酒造メーカーの酒粕などを利用して、良質で安価な配合飼料を確保している。農民出資株式会社には政策的な支援はほとんどない。厳しい経営環境のなかで高利貸しなどから借りた運転資金もようやく返済の目処が立ち、二年後には出資配当ができそうだという。

株主である農民は、上場株式や商品への投資よりも安定的な配当が期待できる農業株式会社への投資を評価した。そこには酪農はもはや家族経営では安定的な収益を上げられないという、バブルに翻弄されてきた酪農への厳しい認識がある。近代的な設備と新技術を導入して、効率的な生乳生産と有利な生乳販売を実現しなければ、酪農経営を維持していくことは難しい。農民出資株式会社は有望な地域酪農の担い手として注目されている。

もっとも農民出資株式会社の発展は、農業に心血を注ぐリーダーへの信望に支えられているといえよう。会社設立発起人で社長の任氏は、地域の酪農定着のために奔走しており、皆から先生と呼ばれ慕われている。どの国でも、自己の利益中心のリーダーのもとには、農業株式会社を支える出資者、従業員、地域住民は集まってこない。日本でも、一般株式会社が農業生産で安定的な収益を確保していくためには、資本や技術ばかりでなく、人が鍵を握るにちがいない。

座談会

農業構造改革はどこまで進んだのか

品目横断的経営安定対策の到達点

司会 きょうは「農業構造改革はどこまで進んだのか」というテーマで、「品目横断的経営安定対策の今日的到達点」をめぐって、座談会を開きたいと思います。

品目横断的経営安定対策加入の第一年度は去る七月二日の加入申請締切で終了しまして、予想以上の「成果」を上げたことが報道されています。現在、すでに第二年度に入っておりますが、そこでは一層の構造改革を進めるために、従来



司会・谷口氏

にも増して強化された取り組みが求められています。他方では七月の参議院選挙の結果からみて、

品目横断的経営安定対策にみられる選別的な性格が多くの農民の反発を招き、一人区における自民党の歴史的な敗北につながったという見方が示されており、ご承知のように、民主党は一〇月一八日に参議院に対してマニフェストで約束していた「農業者戸別所得補償法案」を提出しました。こうして品目横断的経営安定対策自体の是非が改めて政治的な争点に浮上してきました。現場からは、また政策が変わるのではこれまでやってきたことが無駄になるのではないかとという心配の声も上がってきております。

他方では、今の政策のままでは地域農業の一部しか組織できない、もっと多くの農業者を対象とした政策へと面積要件などを緩和すべきだという声も聞こえてきております。

こういう中で、本日は品目横断的経営安定対策実施の

座談会出席者

(2007年10月19日)

司 会	谷口 信和	東京大学教授
報 告	高橋 博	農林水産省経営局長
出席者	梶井 功	東京農工大学名誉教授
	服部 信司	東洋大学教授
	小林 信一	日本大学教授
	矢坂 雅充	東京大学准教授
	加瀬 和俊	東京大学教授

総責任者である高橋博経営局長をお招きいたしましたし、対策第一年度の総括を農水省の立場から行っていただき、農業構造改革の到達点や成果をできるだけ冷静に確認するとともに、そこでの問題点や改善すべき点などを明らかにして、今後の農業構造改革に向けた政策的課題を浮き彫りにできれば幸いですと考えております。

まず高橋局長からご報告をいただき、その後私の方

からごく簡単に三つの論点をお示ししますので、それの一つの目安にしながら討論したいと存じます。

なお、省議の関係で終了時間が厳格に制限されていますので、時間管理にご協力をいただければ幸いです。

それでは高橋局長、よろしく願いたします。

農政改革の全体像と品目横断対策

高橋経営局長 ご紹介いただきました高橋でございます。今ご紹介にございましたように、本日は一九年度から始まりました品目横断的経営安定対策、実は「品目横断的経営安定対策」というのは、今回の農政改革の全体図を示す言葉であったり、本当は示してはいないんですが、くくった言葉であったり、あるいは狭義のその経営安定新法に基づく制度であったりということで、後で申し上げますけれども、この辺が生産現場あるいは指導している機関においても混乱している可能性があるのかと思っております。

いずれにしましても、農政改革を今回進めてきたことについての到達点、それについての評価、それから今後に向けての課題というような形でご説明させていただきますと思います。

お手元に資料を二つほど用意させていただきますので、おま



説明する高橋経営局長

す。一つは横長の「農業構造改革はどこまで進んだのか」というものと、それからこれも後で申し上げますが、先般、今回の対策についてより生産現場に即して、生産現場である生の農家の声を中心に聞くということで、本省から各都道府県に出向いた「地方キャラバン」といっておりますけれども、その結果のもの。この辺の現場の声もご紹介しながら説明をさせていただきますかと思えます。

加入申請状況から

まず横長の資料でございますが、一枚めくっていただきます。一九九一年産の加入状況ということですが、実は一年目が終了したというお話がありますが、加入申請が終了したということでありまして、ある意味一九九一年産の作目について、この本対策が最終的に制度として実施の

一区切りがつくというの、来年三月の、収入減少影響緩和対策、ナラシですね。ナラシの間として三月までを一応算定期

間にしておりますので、その段階までみて、そこでの交付金がどう出るかということになります。

その段階が一つの区切りになります。ただ逆に既に、実は一九九一年産とは別に秋麦でいきますと、二〇〇一年産の方の秋まき麦の加入申請が、これはまたこの前の八月で終了しているということですので、現場においては相当程度もう進んできていると。ただし、制度全体の評価をするためには、まだ一クール終わっていないということを最初にご説明したいと思います。

そういったことを前提として加入状況でございます。これにつきましてももう既に公表している資料でございますので、余り付け加えることがないわけでございますが、そこにごさいますように、一九九一年産について申請経営体数で見ますと、七万二、四三三経営体であった。集落営農組織と認定農業者と、これは法人も含みますが、そこで見ますと認定農業者が個人・法人合わせて六万七、〇四五、それから集落営農が五、三八六という形になります。

当然のことながらこれは経営体ベース、集落営農が何十人のものであっても一つという形で数えております。それでは実際に農家レベルでみるとどれだけここに参入をしたかということがこれまた重要になってくると思えます。

〔資料1〕 申請経営体数

単位：経営体

	全国計	認定農業者			集落営農組織		
		小計	個人	法人	小計	特定農業 団 体	準ずる 組 織
経営体数	72, 431	67, 045	63, 415	3, 630	5, 386	1, 696	3, 690

(注)「準ずる組織」とは、品目横断的経営安定対策の対象となる集落営農組織のうち、特定農業団体と同様の要件を満たす任意組織

○ 特例適用申請経営体数

単位：経営体、%

	計		認定農業者		集落営農組織		特例申請割合		
	申請 経営体数 ①	特例適用 申請数 ②	申請 経営体数 ③	特例適用 申請数 ④	申請 経営体数 ⑤	特例適用 申請数 ⑥	計 ②/①	認定 農業者 ④/③	集落営農 組織 ⑥/⑤
全国	72, 431	10, 026	67, 045	8, 234	5, 386	1, 792	13. 8	12. 3	33. 3

認定農業者の個人のところは問題ないわけでありすが、それでは法人の協業経営体のところに参加しているのは何人かといえますと、ここはなかなか難しいところだと思っております。

それから集落営農組織も、実は集落営農の構成員の人数というのをきちんと把握をしていませんので、実態的に例えば岩手で何百戸、一、〇〇〇戸近いというものがあつたり、これは鳥取とか、島根といったところでも何百戸単位のものでできておりますので、なかなか大きいところもあるわけでありまして。逆にいえば中山間では特例基準で非常に少なく、十数戸程度、一〇戸も行かないようなところもございます。

私どもがもっておりますのは集落営農についての統計調査で、たしか大体一集落営農組織四〇戸程度というのが統計にございましたので、粗々の推計ですが、一集落営農組織四〇戸程度が構成員だと考えますと、大体五、四〇〇ですので、二一万ぐらいになります。それに個別経営体六万七、〇〇〇、さらに若干法人を考慮しますと三〇万程度の農家がこれに参画したのではないかと思っております。

我々もできればこの辺を分析したいんですが、先ほど申し上げましたように、常に作業がローリングしております。それから加入実績も今データの蓄積をしているん

ですが、例えばこのバックアップをどうするかとか、この段階でデータベース化しておくのかと、非常にまだ実務的なところもありますし、今何よりも農家レベルで行きますと、この加入申請様式が非常に煩雑、大変だということがありまして、この加入手続事務の見直しということもやっています。

見直しをすれば当然コンピュータに入れ込むということもありますので、ちょっとデータの分析ができていないところがあります。そういうことなのでその辺詳しいところは余りご説明できない、うらみがあるのはご容赦いただきたいと思っております。

そういう形で大体この七万二、〇〇〇、全体で三〇万ぐらいではないかと思われる経営体がこの制度に加入申請してきたわけであります。

それからこのうち特例申請適用の経営体が幾つであったかということについては、把握しておりまして、申請経営体のうちで特例適用、いろいろな特例があります。

中山間の特例、生産調整特例といった規模の小さいところの特例等がありますが、そこでもまいりますと、一ページの右側下の欄にありますように、特例適用が七万二、〇〇〇といった全体の中で一万程度。そしてこのうちやはり認定農業者での特例適用は八、二三四ということで、全体の一二・三%。これに対しまして集落営農組

織が一、七九二で三三・三%。これはやはり集落営農でありますから二〇haという基準があるわけですが、地域性みたいなものを物理的特例として、もともと特例基準を示しておりますので、それが多かったのではないかと。

これはもう「立地」ということを考えれば、個別の経営であればやはりきちんとした面積を超えてといひましようか、四haですから集落超えというのは少ないのかもしれないけれども、それでもやはり経営としてまとめ上げていくということがありますから。一方、集落営農は属地的な部分が多い。したがって、与えられた条件、集落条件の中で特例を十二分に活用したということではないかと思っております。

担い手のカバー面積は

それではこのような経営体がどのような生産を行うのかということが二ページでございまして、面積ベースで、これら加入申請を行った経営体の作付予定面積がどうなったかということであります。

二ページに米、麦、大豆、てん菜、でん原（でん粉原料）ばれいしょということ、米は四三万六、〇〇〇ha、麦が二五万三、〇〇〇ha、大豆が一萬ha、てん菜が六万六、〇〇〇ha、でん原ばれいしょが二万二、〇〇〇haということであります。

〔資料2〕 作付計画面積

単位：ha

	全国計	品目別対策支援対象面積 (注)
米	436,869	752,047 201,286
麦	253,860	259,742
大豆	110,073	99,156
てん菜	66,027	68,000
でん粉原料用 ばれいしょ	22,191	22,400

- (注) 1 米の欄の上段は18年度稲作所得基盤確保対策加入面積、下段は18年産担い手経営安定対策加入面積
 2 麦については18年度民間流通麦の作付面積
 3 大豆については18年産大豆交付金対象面積
 4 てん菜、でん粉原料用ばれいしょについては、19年産作付指標面積（適正な輪作体系の確立・良品質な農産物の安定供給の推進のために、北海道の生産者団体が品目ごとの需給動向等を踏まえて自ら設定している面積の指標）

これをどういふ数字と比較していくのがいいのかということがあります。例えばもとと麦とか大豆の一部については「制度対象外麦・大豆」というのがあります。例えばビール麦とか、種子の関係、あるいは黒大豆みたいなもの。ちょっと特別なものについては落ちております。そういうこともありますので、参考として、麦では品目別で一八年のときにどれだけが作付けされていたかということについては民間流通麦の作付面積、そして大豆は大豆交付金面積をこの右側の欄でとっております。米については、全作付面積との関係はまた後で申し上げますが、一応参考にしておりますのは、稲得（稲作所得基盤確保対策）の加入面積と担経（担い手経営安定対策）の面積と比較しております。

それからてん菜とでん原ばれいしょですが、これはもう基本的に北海道の畑作指標の中で行われている面積でございますので、それとの関係でみております。やはりこれをみる限りにおきましても、後で個別でみますが、麦、大豆、てん菜、でん原ばれいしょ、いわゆる畑作物、今回の対策の畑作物系については、当然のことながら「格差是正助成金」という交付金の行方がどうなるかという、経営にとっての一番重要なところがございすから、ほとんど一八年産と変わらない面積がここに移行したということでありす。ただ面積的には移行したわけ

であります。その作付の構造がどのように変化してきたということが後ほど重要な形になってくると思っております。

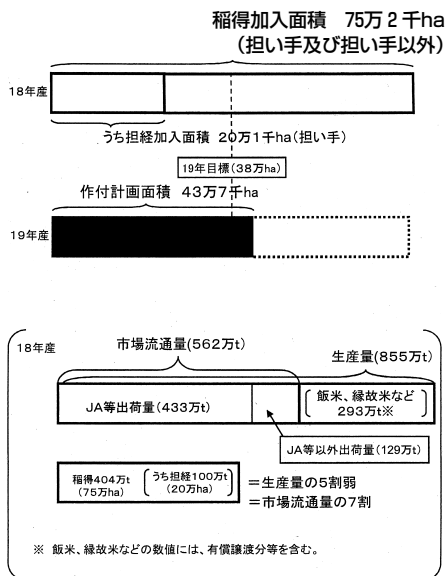
個別品目ごとに詳しくみると

そういう形でそれぞれの個別品目ごとにそれではどのようにみていくかということで、まず三ページの米であります。米につきましては、そこにごさいますように、そもそも米全体についてこの政策対象というものをどのようにとらえるのか。政策対象とすべき母数をどのようにとらえるのかというのは非常に難しいということが米の場合はあるわけです。

ちょっと余談になるかもしれませんが、昨日民主党の法案が出ておりましたけれども、そこでも一応は「販売農家」というようなお話がございました。ですから当然のことながら飯米といった自給的な部分、流通に乗らないような部分ということに対してはなかなか支援ということではないのではないかとこともございます。

またほかの畑作物と違って米はご承知のとおり、「国境措置」ということがあるわけでありますので、その中で需給もみながらどういふところを念頭に置くかということになってまいりますと、やはり我々としては、そのもの（参考）にありますように、「市場流通量」というもの

〔資料3〕米に対する品目横断対策の加入状況



を念頭に置いて、それに対して政策がどの程度カバーしていくのか、しているのかということをやはり考えなければいけないのではないかと思っております。

三ページの下端にごさいますのは、一八年の場合には稲得（稲作所得基盤確保対策）、担経（担い手経営安定対策）と両方あったわけでありますが、一八年産の場合に全体の生産量八五五万t、基本指針の中で市場流通量と想定されるもの大体五六二万t、六割ぐらいということに対して、当時旧制度における政策のカバーということが稲得で四〇四万t、担経は一〇〇万t、面積換算でい

くとそれぞれ七五万ha、二〇万haということになったわけでありませう。

当然のことながら担経、稲得ともに生産調整、需給調整への参画が前提としてありますので、これ以外はそういった意味での生産調整の対象外を中心とした、もちろんそもそも政策に入らない人もおりますが、というようなことではないかと思っております。

このような昨年までの米の対策と今回のこの品目横断の対策とのカバー率ということを見てまいりましたときに、実は根っこは担経でございますして、担経の要件と今度の新政策の要件というのはほぼ一致ということでございますので、そういうことを考えてすべての販売農家を対象とした、稲得には当然及んではいませんけれども、少なくとも担経ベースに比べますと倍以上の水準になっておりますし、また全販売農家を対象とした稲得の半分も超えるということで、私どもも目標としては、この稲得半分ということを初年度は全国ベースで考えておりましたから、一応はこのところは、初年度の形としては入っているということだと思っております。

次に麦の関係でございますが、以下、麦、大豆、てん菜、でん原ばれいしょの関係については、先ほど申し上げましたように、収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシだけではなくて、不利補正のゲタの部分ということが

ございますので、当然これに加入をしないと経営全体としては非常に困難ということになるわけでございます。このところは当初ほとんど従来の、昨年までの施策対象面積をほぼ一〇〇%目指すという形でやっております。

麦につきましては、対象農家作付計画二五万四、〇〇〇ha、一八年産の民間流通麦の作付が二六万ha、それから全作付二七万二、〇〇〇haという形で若干分析しております。その差については、例えば、ビールあるいは種子、政策対象外のが九、〇〇〇ha程度あるでしょうと。それから一九年産については、実は昨年の秋段階で九州等で雨のために播種ができなかった、あるいは高齢農家で徐々に引退、リタイアをしようという方々の部分が九、〇〇〇ha程度あるのかと思っております。

作付計画ベースでは二五万四、〇〇〇haということでありますが、民間流通の面積と考えればほぼ同水準ということで、麦についてはこれは麦作経営安定対策として基本的に全生産者に対して支援を行っていたわけですが、そこでつくられていた面積を一定の要件をクリアした人たちによってほぼカバーできたと思っております。

それから大豆の場合ですが、この大豆は実は作付変動が麦以上に年産ごとで動きますので、これは注目というのも変なんです、これ一二〇%というのはちょっとお

かしいんですけれども、麦以上に注意する必要があります。実は大豆で一八年産の作付面積が一四万二、〇〇〇haでした。いわゆる大豆の交付金の対象は九万九、〇〇〇ha、残りは先ほどいいましたように黒大豆とか特別な大豆ですが、要は大豆の交付金対象面積を上回る作付計画面積になっております。

この辺は要はもう少し平準化しないとちょっとわからないのかなと。一九年産、実は大豆の販売構造が少し変わっている可能性があるのかと思っております。この部分に関しては、実はそれまで外部販売をしていなかったとか、そういったものが集落営農に入ることによって集荷単位が大きくなったわけでありますが、従来はロット未満で大豆の交付金対象にならなかったようなものが集落営農に入ることによって販売対象になった、自家消費から販売対象になった。そういったことも実は入ってきているのではないかと。

要は従来大豆交付金の対象以外というのは、先ほどもいいましたように、特別な豆以外、黒大豆以外に自家消費分とか、自分のところで味噌をつくるといったようなのは対象になっておりません。それは自分たちで自家消費だ、あるいは縁故といえますか、そういうところに送ってあげる部分を集落営農に入りましょうということになると集めますので、そうすると販売対象になる。そう

いったことも実は入ってきたのかなどと思っております。その辺がなお書きで書いてあるところであります。それからん菜、でん原ばれいしょ、これは北海道でございまして、ここはもう畑作指標の中で、十勝あるいは網走等の中できちんとした対応になるということ、ここはもうすべて入ったということでございます。

地域別にみると

以上のような状況で県別の状況をみてまいりますと、六〇七ページになります。確かにここはございまして、ここはございまして、米については、これはそもそも米の生産構造自体が物すごく主産県と輸入県、昔でいう移出県、移入県との間でも違いますし、そういった状況がかなりありますということ。

それから麦については実は交付金の対象外のビール麦の産地、例えば栃木といったようなところでは当然のことながら若干低くなるといった形になってまいります。大豆のところは、これはもう全国的に収穫されているのではないかと思っております。

以上のような形で推移をしまして、次に八ページのところでおもちしましたのは、二〇年産の秋まき麦です。二〇年産の秋まき麦については、これはちょっと右欄で一九年産との比較をやっております。一九年産との比較

で経営体数でいきますと若干ふえておりますが、ほぼ横ばいだろうと。詳しくみてみますと集落営農が若干ふえて、認定農業者が若干減っています。ここは地域においてどういう集落営農をつくっていくかの中で認定農業者との役割分担をどうするかというように多分あるんだと思います。

ただこの変化はそれほど着目しなければいけないような変化かどうか。私も地域レベルでの、先ほど申し上げたようなことではないかと思っております。したがって、一九年、二〇年についてのところはまあまあそういう形で、生産者はそれほど大きな変化はなかったのではないかとございます。

それから作付計画が五、〇〇〇haほど伸びておりますが、これも作付計画ベースでありますので、どれだけ有意な水準なのかということはありません。

ですから麦については、二年目の加入申請も一応一年目の状況を踏まえた上で農家の取り組みというのは引き続き行われているなと思っております。

生産構造は変わったか

その際にそれでは麦の生産構造がどうなったかということについて、九ページで出させていたいただいております。これはちょっと注意をしていただきたいのは、特に

〔資料4〕20年産品目横断的経営安定対策の秋期加入状況

○ 申請経営体数

単位：経営体

経営体	計	認定農業者			集落営農組織		
		小計	個人	法人	小計	特定農業団	準ずる組織
全国 (19年産)	27,753 (27,700)	24,532 (24,646)	22,664	1,868	3,221 (3,054)	912	2,309

(注)「準ずる組織」とは、品目横断的経営安定対策の対象となる集落営農組織のうち、特定農業団体と同様の要件を満たす任意組織

()は「品目横断的経営安定対策の秋期加入状況(速報値)」(平成18年12月5日公表)の数値。

○ 作付計画面積

全国	計	認定農業者	集落営農組織
4麦 (19年産)	248,095 (243,885)	184,035 (181,377)	64,060 (62,507)
小麦	198,761	155,626	43,135
二条大麦	29,362	15,377	13,985
六条大麦	15,996	10,243	5,752
はだか麦	3,976	2,789	1,187

注：()は「品目横断的経営安定対策加入申請状況(速報値)」(平成18年12月5日公表)の数値。

一九年産ですが、品目横断に加入している中のうち個別経営でみえています。集落営農は実は除いております。ですから認定農業者レベルのものとしてみていただきたいと思います。

それに対して品目横断を導入以前の一七年産との比較になっていきますが、一七年産は例えば麦作集団に参加はしていますけれども、実態的には個別で売っているような部分も入っております。そのような前提でみていただきたいと思っております。

要は新制度の導入前と導入後で個別の経営体の単位がどのように変化をしてきたのか。北海道は、これは多分従来型の規模拡大、生産構造の変化といましようか。引き続きまだ北海道は徐々にふえていっておりますので、これが大体あらわれているのかと。やはり特に五ha以下のところが減っていった、五ha以上のところがふえている。この辺のところ、若干の間がどうなっているかということがあるんですが、やはりこれは引き続き動いているんだと、これは全体の規模拡大の方にも影響していると思えます。

実は統計がまだ出ておりませんので、農地移動の方がです。規模別がどうなっているのかがちょっとわかりませんが、例えば北海道で今回の対策の導入に当たっては、

一部の地域では引き続き高齢農家あるいは規模が小さい農家から意欲がある、規模拡大をしていこうという農家にこの政策の導入に合わせて、従来よりも加速して移動させる。経営している土地を新しい規模拡大意欲のあるところに移していこうというようになり地域で頑張っていたところがございますので、多分全体も規模拡大しているんだらうなと思っております。その中で当然ながら麦についても規模拡大をしたと。

これは従来型のところをさらに今回の政策導入に合わせて進んでいるのではないかと思っております。一方で、実は都府県であります、都府県がこれが従来とまるきり違って形になっていきます。ただこれで注意しなければいけないのは、先ほど申し上げましたように、例えば一ha未満層で一七年の段階で五六%だったと。これが一九年産になったときに大幅に減っているわけです。

それでこの部分はどうに移行したのかということになりますと、この表をみた限りにおいては、この一部分が五ha以上と三ha以上五ha未満のところへ多分行っていると思えます。ただこれの行き方が貸貸借で行っているのか、作業受託で行っているのかがちょっとわかりません。

ただいずれにしましても、こういう規模拡大という形で大きな層にこの麦の作付というものは移行したという

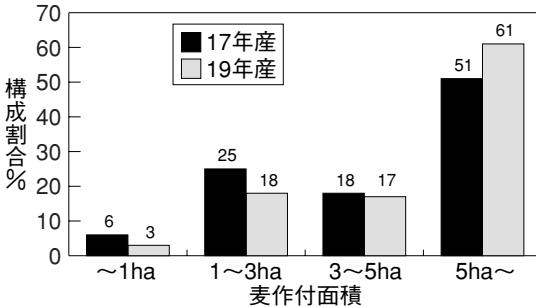
ことがあると思います。それがどの程度の割合かという
と、実はこのほかに先ほど申し上げましたように、麦作
集団みたいな参加者の部分がここに入っておりまして、
で、そういった人たちがこの表にはない集落営農のこ
とです。集落営農の方に組織化されているということも相
当程度あります。

したがって、これは割合だ
けで、実は絶対数、母数の方
が何戸と何戸になったとい
うのがどうもうまく比較でき
ない。いわゆる比率でしかみ
ておりませんので、この五六
が八になった。例えば七が二
二になり、あるいは七が四一
になった。ここに移行した部
分が、この五六から八に落ち
た部分のどの部分かという
のは私どもとしてはわからな
いところがあります。

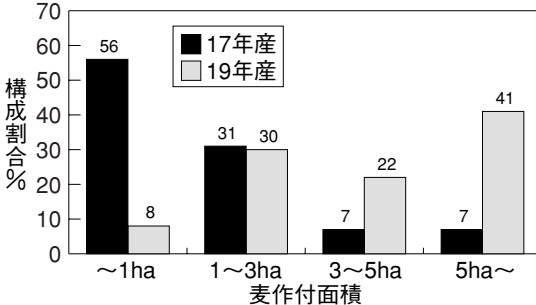
さはさりながら、個別経営
体の方でも相当程度、多分作
業受託ではないか思います
が、利用権の設定がそんなに

〔資料5〕麦作付面積規模別農家数の構成割合

〈北海道〉【平均】6.5ha(17年産)→7.8ha(19年産)



〈都府県〉【平均】1.8ha(17年産)→6.6ha(19年産)



資料：17年産については農林水産省総合食料局「米麦の出荷等に関する基本調査」、19年産については18年9月1日～11月30日の品目横断的経営安定対策加入申請状況（農林水産省経営局経営政策課調べ）による。

注：19年産の面積は、品目横断的経営安定対策加入申請書における認定農業者の作付予定面積である。

急激にふえたとは聞いておりませんので。とはいいつ
つ、ふえていく。それとそれ以上かもしれないませんが、集
落営農組織で従来の転作集団、麦作集団がこの集落営農
組織になったということではないかと思っております。
以上が基本的な一九年産あるいは二〇年産の政策に向
けての実績でありますし、若干のコメントをさせていた

できました。

今後の構造改革促進に向けて

それから一〇ページ以下はそういったことを踏まえて、それでは次年度ベースでどのように行くべきか、引き続き体質強化をどのように図っていくのかとか、あるいは集落営農組織を作り上げたはいけれども、これをフォローアップして発展させていく。あるいはまだまだできていない集落営農組織をどのようにつくっていくのか。

それから他の対策との間のリンクをきちんとか、例えばよくやっております野菜ですとか、ほかの作物との間での対策をどうするかということで、今の新しい農政改革の方向性をさらに進めるためにはどのようなべきかということですが、ただここで掲げられている課題は、政策をスタートしたときの想定している課題とは、これはもうほとんど延長線上というか、軌を一にしている部分だと思っております。

問題はこのような今までの政策をさらに進めていく、それをフォローアップしていくことも重要ですが、実は生産現場においてどのような事態が今生じているのかということがまた大事ではないかと。ちょっとそちらの方を先にご説明させていただきたいと思えます。

そのときに、まず一九ページをみていただきたいと思えます。これはもう釈迦に説法になるので念のためということですが、今回農政改革を一九年から導入しておりますけれども、これは単に品目横断のいわゆる経営安定新法、新しい法律に基づく政策だけでスタートしているだけではないわけです。

全体としては、そこにある表裏一体といわれております米の生産助成支援対策の見直しの問題、これはもう需給という別の要素が入りますので、単純な経営ではありませんが、生産が行われている、生産をしているという意味で経営の中に範疇として入ってくる部分であります米の生産、これとは表裏一体の関係で進めております。

それともう一つは、それでは全体の地域のインフラ整備をどうするのか、地域の資源管理をどうするのかという「農地・水・環境保全向上対策」の地域対策と生産経営対策とあわせて導入をしていったということが基本なわけです。

したがって、今生産現場でいろいろな形でこの新しい改革についてご議論、評価をされているのは、「品目横断」ということをよくいわれるんですが、その品目横断というものについての評価、意見の中で、実はお米の、この生産調整の支援の話であったり、なかなか説明不足の事態を、「手続が大変だ、手続が大変だ」とよくいわれ

るわけです。「もう本当に申請書類だけでこんなになってしまつて、農家ではとてもできないぞ」といわれるので聞いてみると農地・水・環境だったり、もちろん品目横断の申請書類もそれなりにあります。

もっときついのは例えば相当写真だとかを入れて、そういうものが要するというところで、そのような形で「品目横断対策」という名前のもとに、実は今回の農政改革の全体像、表裏一体となっているお米の部分と車の両輪といわれている農地・水・環境、それらが全部「品目横断」の名の中で議論されている。

農家にとってみればこの品目横断だろうが、お米の新しい対策だろうが、農地・水・環境だろうが、自分たちにとってみれば「農政」という意味の大きな柱ですからそれはもう同じですが、私どもとしてはそこを分けて、ここはもう一回整理する必要があるのではないかと思っております。

なぜならば対策についていろいろと改善を行っていくにしても、そのところは何をいわれているのかをきちんと整理しないと間違えるということでもあります。

現場の声を聞く地方キャラバン

そういうことの中の、それでは現場でどのような話が出ているかということで、もう一つの資料でございます

が、九月いっぱい、一〇月頭まで全国へ出掛けましてご意見等についてお伺いしたものがこの「地方キャラバンの結果について」であります。

今回、先ほど申し上げましたように、基本的には生産者、農業者の声を中心に行こうと。もちろん市町村行政、県行政あるいはJA、その他の団体、農業団体からも意見を聞いておりますが、まず農業者からはどのような声があったのかということになりますと、やはり制度、わかりにくかったと。品目横断そのものについてもなかなか理解するのに従来の、例えば過去実績みたいな形で、自分たちにとってわかりやすいのは「一俵幾ら」なんだけれども、実際的には過去でもらった部分が固定給で出てくる。その「固定給」の概念というものがどうもよくわからないとか。

それからもう一つ行きますと、今申し上げましたように、三つの対策が一齐にスタートしておりますので、それぞれがどういう関係になっているのかということがわかりにくい。現場でいろいろな書類づくりをやっていくにしても、これは何なのかということも含めてわかりにくい。

それからやはり地域地域によって農村実態が違うわけでありまして。それを例えば今回の品目横断みたいな形で説明したときに、対象品目一つとっても、米に大豆に、

麦にてん菜、でん原ばれいしょだといわれて、府県の人は何なのかと。ましてや麦が難しいような地帯になりまして大豆が残るぐらいのところがあるんですが、それも難しい米の単作のような地帯だといったときに、大豆・麦まではまだいいかもしれないけれども、てん菜、でん原ばれいしょみたいな形のパンフレットで説明をされても、それでは我々はその中でどうなんでしょうかと。

要はなるべく農政局、農政事務所に当該地域に即した説明資料はつくってくださいということはやっておりますけれども、頻繁にその制度の概略についていろいろご質問や何かがあったので、新しいバージョンを繰り返し返して、正確で詳しいものをつくるのはやはり雪だるまの資料だったわけです。

しかし、その雪だるまの資料は常に地域バージョンに落とすというのはなかなか難しいと。どうしても全国を相手にした資料で説明することになると、あれもだんだんページ数がふえて、最初のうちは少ないページだったのがふえてきて、そして自分たちはどうなるのかみたいなこともあった。

したがって、この辺のところでは説明を指導する市町村行政、県行政でも大変なのに農家の段階ではわからないと。そして政策がごったになってしまったようなことがあったのではないかといった議論があります。

もう一つはやはり加入要件です。特に面積要件の話であります。面積要件については、やはり対応したいと思うのだけれども、私どもの地域ではなかなか対応しにくいと。どちらかというと個別の経営体よりは集落営農での対応で要件が難しいというのがあります。ただ一部の県においては個別の経営体についてももう少し何とか低くならないかというような意見が出ております。

これは「経営」というような形よりも地域社会の中で、例えば4haに近い層の農業・農村集落における役割、後の方にあるんですが、例えばこれは農家からというよりも行政・関係団体からの声ということですから、三ページの「一。行政・関係団体からの声」の(二)です。

小規模に農業を営んでいる高齢者等が、要件に達することができない等により対策に参加できず、集落営農組織への参加にも得心がいかないため、「農業者としてのプライド」が傷つけられたと感じたのではないかと、いろいろな話があります。この方々もそうですし、それからもう一つ行きますと、二・三ha層のところというのは、それなりに農村地域社会においては当然まだ副業的な農家、あるいは兼業農家の方も多いんですが、さはさりながらやはり地域においてのリーダーみたいな層がこういう層が多い。そういった人たちにとって、こういう観点があったのではないかということをおっしゃられたとこ

るもあります。

ですから経営的な面というよりも、そのような地域全体の和とかそういった意味でこの面積をというような、これは個別形態の方でしたけれども、あります。

それからもう一つは、やはり集落営農組織について生産法人化の要件が厳しい、これは目指してください。目標です。スタートはいわゆる集落営農の組織として必要最小限の経理の一元化と、経理の一元化も財布の一元化とっておりますが、そういったようなことについて、ともかくやはり目標がなければだめなので、五年後の目標とすることをやってください。必ずしも「五年たつて法人になってなければだめだなどという、そこで全部アウトです。交付金も返してください」などということはいっていないんですが、やはりどうしてもまじめに取り組めば取り組むほど、この「五年」ということに對する不安みたくないものも出ております。

そういった議論もありますとか、生産法人はちょっと厳しいと。あの生産法人要件は集落営農、法人化自身もなかなか難しいんだけれども、ましてや「生産法人」といわれてしまうと、さらにもうイーファンかかってしまふねと。要は法人化だけではなからうかと。ただ農地法上土地利用型法人は、特定も含めて今は生産法人しかないもので

すから、したがって、その辺の議論がありました。

申請手続き・支払い時期への強い要望

それからこの加入申請書類とか、あるいは交付金支払い時期です。この時期の議論というのは、特に集落営農の場合には資金的な基盤がないままに立ち上げておりますので、資金繰りの関係から、例えばならしの納付金がいきなり来る。あるいは収穫後に必要な乾燥代といううなものもを払わなければいけないんだけれども、まだ緑のゲタも、黄色のゲタなどは後になってしまふと、そういうことで資金繰りが非常に困る。何とかしてくださいみたいな話がありました。

そういったような支払時期の問題。これも経営的には非常に切実な問題です。実はこれが一番切実なわけです。実際手元で支払わなければならないのが現に、目の前に期限が来ているわけでありまして、でも手元資金がない。借りるにしてもなかなか担保とかちょっと大変だと。農協などでもきちんと対応しているんですが、そういった意味で大変なので、ここだけはちょっと急がなければいけないだろうと。本当に目先の短期の運営資金、資金繰りの話です。

そういうことで、緑のゲタの部分、格差助成金の緑ゲタについては、基本的には年内までに支払いますという

ように制度の最初のころはいついていたんですが、これはもう今月から手続を開始しますということを既に発表しています。このところはもうどんどんもってきてくださいと、支払いますということを受付を開始したりしております。

それから交付金の対象品目については、麦・大豆だけではなくて、うちの方は生産調整の産地づくりでそばをやっているので何とかならないかと、菜種は何とかならないかというような議論が出ております。

それからやはり先ほどもいりましたように、一俵幾らという今までの計算と一〇a当たり幾らといったその間でどうも想定していたものと違ってくるなど。ですから特に豊作になりますと、一俵幾らというのは急に減ってくるわけです。不作だと逆に割高感があるんですが、豊作のところだと割安感がある。この辺がどうも何となくしっくりこないというようなこと。

それから固定払いのところが「緑ゲタ」について経営面積のやり取り、いわゆる農地の経営の移動関係、賃貸借・利用権だとか、そういったようなときにどのように調整するのか。後はアローワンス問題、これは麦は基本的には製粉会社等と生産者との間で播種前契約をやって、契約数量を決めて、さらに前後一五%の幅のアローワンスがあるわけですが、さらに大豊作のときはアロー

ワンス超えの麦が出てきてしまうといった問題はどうか、そのような話。

それから収入変動緩和対策については後ほど申し上げますけれども、米の価格、下落との関係で積立金との間でどうかというような議論。積立金では間に合わないのではないかとというような議論が出ております。

そういったようなことが出てきておまして、相当程度実際に運用してやっている中で、この運用の中で従来とは違うのではないか、このところが非常におかしいのではないか。あるいはこれはもう煩瑣だ、大変だ、この辺については新しい課題が出てきているのではないかと、ということがいわれております。

それから集落営農については、リーダーさんが不在だということと同時にリーダーが大変だというような話。リーダーはまとめ役としてすべてやらなければいけないとか、そのような話も出ております。それから法人化すると収支が明確化すると、このような意見も実は出ているということでもあります。

米価下落と連動してしまった品目横断対策

それと実はもう一つ、三ページの(三)にあります、結局そのように今初年度でいろいろ大変な状態が制度的な中で出ているところに、この米の価格問題というのが

現実に影響を与えてしまっている。ですからこの米の価格問題、米価下落の問題というものから端を發して、さらに「今の制度というのは何なんだ」というような形に、これだけ面倒くさい、今までに比べると面倒くさい、大変だ大変だと。二つありまして、せっかく担い手としてやっているにもかかわらず、米価下落の影響を一番受けるといった話になってくるわけです。

そもそもこの米価下落については需給調整、当然のことながら、過剰米が発生している。作況指数九九で過剰米が発生しているということは過剰作付が多いと。二十数万トン、あるいは持ち越しを入れて三五、四〇万トンといわれているわけでありますが、そういった議論がある。これをどうするのか。

それからそのような生産現場の声を踏まえつつ、当然行政、関係団体、JA等からも同じような意見が出ていくわけですが、それとは別に先ほどもいきましたように行政とか指導している、あるいは現場に説明で入っているところでの感触としては、先ほどいったような感想みたいなものが出ております。

プライドだとか、集落の和だとか、それから実は最初日本全国にこの農政改革を説明したんだけれども、そのうち私も行政も対象者をきちんと「皆さん、入ってください」とやらなければいけないということで、この対

策の対象地帯、米・麦・大豆、北海道は別にいたしましたも、府県でも米・麦・大豆の地帯が中心になっていく。そこで聞かれるのはさらに細かいことはどうなった、あんなったと、そういった細かいこと、細かいことをやればやるほど我々が説明する対象は、この米・麦・大豆をつくって、しかも担い手の人たちということになっている。

結果として最初に日本全国に説明をしていった中で二度目の説明、三度目の説明とやっていったときに、もちろん理解の深度を深めるために内容は非常に詳細にわたりますけれども、その分説明をしている相手というのは、まず日本全国の農家全体だったものがだんだん主産地になり、麦・大豆になり、担い手になりという形になっている。

最初聞いたけれども、「あれ、野菜産地だ、果樹産地だ、畜産産地だ」といっていたけれども、どうなったんだ」と。その後、聞いてないけれども、俺たち野菜も四haとか、あれ、あれ、あれ、その後なくて、それでやれというのか」とか、それからだんだん「非担い手はどうだ」みたいな形で、特にいわゆる米・麦・大豆以外の作物は当然その作物に見合った、その需給だとか、その生産構造に見合った対策、野菜についても基金の議論も含めて、あるいは果樹についても果樹の対策も含めて、酪農・畜産など

はもっとですから。そういう個別の対策があってそちらでやるんだということの説明もないままに、当然みんな知っているんですが、最初に四haみたいなことをやって、当然農家はいろいろな品目をやっているわけで、そうすると「みんな同じか」というような誤解と同時に「あれ、期待外れ」とか、そのようなものもあったのではなにかと思っております。

これは我々が本当に反省しなければいけない一つの、いわゆる政策をアピールするときの反省材料の一つかと思っております。きちんと対象者に対して正確な説明をしなければいけないと同時に、全体に対しての説明、この辺はちょっと政策説明についての政策説明手法といいたいまいか、そういったものについての反省かと思っております。

たださはさりながら、やはりもうそれでスタートしておりますので、逆にいうと今スタートしたところで、また何か制度の大改革みたいなことをやったらもうめちゃくちゃになってしまふぞと、それはもうやってはいけないことだという意見も……。当然改善は必要だけれども、根幹を揺るがせてはだめなんだという意見はここに出てきております。

いずれにしてもそのような中で今後どうするか。特に品目横断というような形で新しい法制度でやりましたも

のについては、その法制度の検証は当然しなければいけない。それをきちんと制度に反映するということが大事ですが、それとは別にいわゆる需給対策としての、しかも一番メインの作物であるお米についてのこの急激な価格下落というのが来ておりますので、これをどのようにしていくのか。要は短期の、例えば一九年産の問題の議論あるいは二〇年産以降の需給調整の議論、これはお米です。

それ以外の作物を含めたこの品目横断の改善の議論、そういったものをきちんと整理しないと非常に問題が多いのではないかと現時点では思っているところでございます。

三つの論点

司会 ありがとうございます。大変すばらしい説明でしたので、個々の点について質問があるかと思えますけれども、私の方から討論の枠組みに関して、三点指摘したいと思います。

第一点は、加入申請を通じた構造改革の到達点をどうみるかということです。事実として大変進んだと私は評価しております。ただ中身がどうなのかについては、まだ農水省も明確にはしていないと思います。

どうということかという点、一つは地域差が非常に大き

いこと、もう一つは、個別の経営体で進んだのか、集落営農で進んだのかでこれは随分意味合いが違うわけですが、その点の評価がもう少し必要なのではないかと思われました。

ちょっと数字を挙げますと、例えば野菜だとかが中心の地域は加入申請が余り進まないということはわかるんですが、米・麦・大豆とか、いわゆる対象品目の経営面積が多いところは、当然取り組んでいいはずです。

そういう点を一つ念頭に置いてみますと、北海道は別にして米プラス麦、大豆をとって二〇〇七年産のカバー率をみますと、私の計算では都府県平均で三一・二%です。三一・二%の作付面積を今度の対策で押さえたところよりカバー率の高いところはいずれも作付面積が非常に多いところなんです。つまり関心のあるところで一生懸命に取り組んだわけで、ある意味では当たり前なんです。

ところが面積が大きいのにカバー率が非常に低いところがあります。例を挙げますと一番低いのが千葉です。千葉は六万四、〇〇〇haの対象面積があるのですが、三%しかカバーしていません。同じように岡山が一〇%、兵庫が一二%、福島一二%、埼玉等々。上の方に行くくと三重なども三〇%で低いわけです。

ですから、対象品目が同じように大きいにもかかわら

ず、県によって熱心をやったところとそうではないところに分化してしまったことを、これは農水省としてはどうみたらいいかを考えてほしいということですよ。

第二点目は、認定農業者を中心とした組織化が進んだ結果としてカバー率が上がったとみるのか、集落営農化が急速に進んで、カバー率が上がったとみるのかという点です。申請経営体数のうちに法人が三、六三〇あります。しかし、これはいわゆる家族経営が発展したような法人経営ばかりではありません。実はの中には集落営農的な性格の強い特定農業法人が入ってきているんです。それは六〇〇ほどあります。それを集落営農組織に加えますと、特定農業団体とほとんど似たようなものが二千数百になるんです。

都府県でみるとこの数字は残りの法人と同じ数になっているんです。だから法人化が進んだといっても法人化の中心は、いわゆる個別企業的な法人というよりも集落営農型の法人が急速に形成されて構造改革が進んだと私はみています。

これは今度の改革の非常に大きな成果なのではないかと思えます。だとすると、その集落営農についての評価が重要になってくるんじゃないかと思えます。

もう一つは、準ずる組織が結構多いわけです。つまり非常にリジッドな法人、そのすぐ隣にある特定農業団

体、そして準ずる組織の順に徐々にその数がふえていく。つまり徐々に法人化させていくという方向づけが基本的には現場で受け入れられて、そういう形で組織化が進んだとみることができると思うんです。

ただ逆にいうと、一遍に法人化までには行かなかったわけです。当たり前です。それはいいと思うんですが、そのようなさまざまなレベルにある形で進んだものが全国全部一緒かというところ単純でもないんです。例えば集落営農化が非常に進んだといわれている典型が佐賀ですが、佐賀の場合はほとんどが準ずる組織になっていません。これはご承知のようにカントリーエレベーターを中心にして、麦・大豆だけではなくて、米まで入れて総合的に組織化され、八〇%を超える集積率になっている。これは非常にすばらしいと思います。

しかし、他方の典型が広島で、広島の場合には集落営農のカバー率は数%なんです。ここでは集落営農は全部特定農業法人で、認定農業者の中に入れてしまっているんです。統計では実態が全く反映されていないんです。

全体としてどのように組織化が進んだのかという点を、農水省がどのようにみているのかという点の指摘がもうちょっと欲しいかなということです。

そのことに関連して集落営農の発展方向の問題として、先ほどいいましたように「準ずる組織」↓「特定農

業団体」↓「特定農業法人」というところはいいと思うんですが、かつてはその向こう側に個別農業者を展望していた、つまり集落営農の中の主たる担い手の人にもっていくような色彩がちょっと強かったと思うんです。

その点は集落営農のこういう発展の仕方をもっともう少し是正すべきで、集落営農それ自体にもっと長期の存続意義を認めて、地域によってはそれ自体がある程度、当面の究極の組織化の形であるというような、そういう認知の仕方をもっと積極的にされた方が現場の実態に合うのではないかと思っております。

それから第三点目は、第二年度以降の取り組みの問題です。第一年度はこういう形で進んだわけですが、全く高橋局長のおっしゃるとおりで、現場では品目横断政策と米政策改革と農地・水・環境対策が混線してしまっていて、何が何だかよくわからない。二年目以降はもうこれ以上進まないのではないかとこの雰囲気若干あるわけです。

特に米政策改革の問題がそっくりこの品目横断政策に被ってしまっていて、米価が下がったものだから、「俺らには何もいいことがないじゃないか」というふうにやや混線して受け止められていて、次になかなか進みにくいのではないかという心配を私はもっています。

逆にいえば米対策を別にしないで、むしろそれを被せ

ながらやっていくようなことが必要なのではないかと思
います。そういう点では、場合によっては品目の数その
ものを増やすことを考えるということも、やや中長期的
な観点からは必要ではないかと思っております。

ただし、今の政治情勢の下で簡単に政策を変えろとい
うことをいっているわけではありませんが、全体として
は、WTOの基準に合うような政策体系に切り替えてい
く契機が今回の改革でどこまできたのかということをも
っと前面に出しながら、全体として経営を変えていくよ
うな仕組みがもうちょっと提起されてもいいのではない
かと思われました。最初に述べた到達点ということについ
ては、皆さんも多分疑問があるかと思しますので、この
表で説明されたところを中心に少し議論していただけれ
ばと思います。よろしければ、私の問題提起に答えられ
る範囲で答えて下さい。

お答えします

高橋経営局長 まず先ほどの地域差とおっしゃられた件
ですが、よく考えてみますと、確かに産品なら産品のカ
バーといいつつ、例えば千葉とか、福島とか、主力はや
り米なんですネ。

千葉、福島、ちょっと埼玉と、「茨城」と入っていない
のでちょっとあれなんです、そういう県の名前を私ど

もが聞きまして何を思うかというと、要は昔からの未達
県というものとダブるわけです。

今回の対策の加入については、認定農業者でしようけ
れども、基本的にはやはり需給調整、生産調整に参加し
ているということが一つの条件になっておりますので、
そういった意味で千葉の加入率が低い、あるいは埼玉で
あるのが、福島は東北の中でも、そこは明らかにこの米
の問題とリンクをしているんだろうと思っております。

それからもう一点は、ちょっと三重の地帯、三重も実
はこちらの木曾川の方は別であります、山は置いてお
きまして、木曾川の方を考えますと、平地で、それなり
の農業生産と安定的な兼業とセットの地帯であると。そ
こにおける所得確保構造というものをどのように考えて
いるのかということではないかと思っております。

したがって、今の関係で例えば構造政策の到達点とい
うことを、一番初めに申し上げましたけれども、麦とか
大豆、いわゆる畑作系の品目については今回外形的には
そこそこまとまった。

ただし、我々はそのときに麦作集団、従来転作集団が
もちろん当然規模もあつたわけですから対象になるのは
当然なんです、ただそれだけでは本来の経営体ではな
いので、佐賀と一緒になんです、佐賀の場合には経営体
がまだ初期段階にとどまっているということがあって、

その土地で作付けされている品目を経営体としてきちんとやっていただくという二つの要素の中で、できればそういう転作集団のところは米まで含めた経営体に行っていただきたい。逆にいえば、佐賀的な米も含んだものについては、その経営の質を高めていただく。そういうベクトルにもっていきたいと思っております。

後は次の三番目の議論もそうですが、今不満が吹き荒れている状況も踏まえると、米の問題、この部分を生産構造の問題と需給、価格の問題とどう組み合わせていくのか。ここは非常に今求められている。我々としては、少なくとも米の対策の中で需給を何とか調整してもらって、今海外からそれなりに閉ざされているマーケットの中で、それなりの価格を形成してもらっていて、若干の変動はナラシの対策で面倒をみながら、構造的にはそこに進んでいただきたいというのが私ども、ある意味経営局からのアプローチです。だからそこるところをどうやっていくのかということ。

集落営農をめぐる

それからもう一点、実は集落営農の話に関しては、私どもも随分今回の対策の關係で集落営農の關係を考えてみたわけですが、特に「米」の場合、安定兼業地帯は非常に集落営農がやりやすい条件が整っていると思いま

す。

なぜならば、集落営農をやることによって、当然のことながら機械装備や何かについて効率化ができるとか、あるいはいろいろな資産などがあるわけですが、ある意味労働力はそこで余剰労働力が出てくるわけです。集落営農でもそれをしないと意味はないわけですから。その余剰労働力がどういう形で他で吸収されるかといったときに、安定兼業であれば、逆にいえば大体安定兼業のところですらに余裕がある部分で農業をやられていたというところの一部が減ることだろうと思うんです。

でもそこはある程度バッファが効くんだろうと。集落営農は集落営農として効率化が進められる。それはどういうオペレーター構造かは別にいたしましても、それなりのところには行くだろうと、この辺が例えば富山とか、滋賀もそうかもしれない。ああいったところできるとはならないかと。

それからもう一つは、実はこれは水田農業集落の最大の問題点といわれていた後継者がいない水田農業集落が半数以上だと。なお分けても中山間、ここは逆に集落全体の居住している農家はつきりいって若い人がほとんどいない。高齢のリタイア層を中心とした、あるいは高齢農家を中心とした、その集落営農は逆に農地をきちんとした形でどうやって集落の機能を維持するという意

味も合わせて、農地というものをどのようにきちんと維持していくのか。それはやはり個人個人ではとてもではないけれども、できないので、集落としてやっていく必要があるだろうと。中山間のところはそういった意味の集落営農が進んでいる。

そのきっかけは実は中山間の直接支払いというものがさらに、既に六年前ぐらいからそういう共同体というようなものを意識しながらあいう組織があって、それは単に水回りだけではなくて、農地管理などもやっていたわけです。その中でそういうベースもあるものですか、そこで集落営農、今回のところも一歩、そちらの立場から進んでいくということだったろうと思います。

そこで一番重要なのは、不安定兼業地帯における集落営農です。これは個別営農もみんなそうなんです。そこで集落営農をつくる、これもやはり効率化をしてもらわなければ意味がないわけですから、集落営農全体としては農業の生産性を上げて農業所得を上げていきますねと。だけれども、そのときにそこに農地なりをですよ、委託でも何でもいいんですが、オペレーターですね。オペレーターを自分がそこでやっている。そうではなくてそこで出していった人たちで、不安定兼業をやっているような人たちについて、従来は多分公共事業でそのところはみていたんだろうと思います。

公共事業が出ることによってある程度地域全体の所得が確保されている中でやっていた。その地域所得が全体で減少している中で集落営農で、確かに集落営農の中心のところは全体が効率化したとして、農業所得も多分上がります。上がるんですが、それがほかの人たちの所得低下の部分について、さらに輪をかけていってしまうのではないかと。

だからそういう地域のところは、実は今度は格差は正、地域対策の中で地域の所得をどうやって上げていくのかというセットの部分というものをやはり考えていかなければいけないのではないかとはいえます。

たださはさりながら、認定農業者か集落営農かという観点からいくと、究極スーパー経営体みたいなものがあったとしても、今の状況はこのような状況だとしますので、やはり集落営農自体の地域差というのも今申し上げたようなことがあるとするならば、究極的なそこまで行くところもあるかもしれません、そうではない部分に相当数まだまだある。

したがって、今度の新対策については個別の経営体と集落営農というのは法律上でも基本的には同列に扱っているわけです。

ですからそのようなことで、今の水田農業構造というのは、今の段階ではそのようにやはり整理をしていくだ

ろうと。もちろん理想としてそちらに向かう努力はするにしても、もう一つ次の構造まで行かないというか。

ただ我々はまずスタートラインにも立っていない人たちを今回の政策でスタートラインに立ってくださいますと、集落営農も含めて。そしてスタートラインにまだまだ立っていない人たちがいますから、引き続きスタートラインに入っていたら、この要件に入っていたら、努力はします。ですが、スタートラインに乗った人たちがゴールである、当面のゴールは効率的、安定的経営体ですから、そこに移行していくベクトルについてもやはり支援をしていく必要があるだろうということですが。

最初のうちに今後の課題のところ、一〇ページ以降に書いてあるのは、そういうところなんです。スタートラインに乗った次をどうしていくかということですが。

我々は大体効率的、安定的経営体ということまでが視野だったわけですが、さらにその先をどうしていくかということも勉強していく必要があるだろうと。この辺はですから中小企業対策で行けば中小企業の卒業生みたいなものも、まあまあ想定を置いて政策というものは考えていくにしても、まだその前の段階。今まではここは全然考えられていなかったわけですから。そのような感じをちょっと受けております。

それから広島は、これは県の指導行政が「法人化」と

いう、県なんですよね。県の方針がそうになっておりますので、私もどちらでもということをやっているんですが、県の基本的方針としてそちらに行っているので、広島はそういう状況があるということですが。

司会 数字でいうと大分も同じで、特別に進めてはいないけれども、統計上は認定に入ってしまうんですね。みんな。だから実態がよくわからない。実態がわからないと政策評価しにくいですから、ちょっと吟味をしようかなということですが。

それでは最初にまず到達点あたりから皆さんに質問を出していただきたいと存じます。

規模拡大の評価をめぐって

梶井 先ほどのご説明のあれでよくわからなかったところがあるんですが。

司会 何ページですか。

梶井 九ページです。一七年は一体何をデータにしてどういう農家が対象になっているのか。一九年は何をデータにしてどういう対象農家が前提になっているのかというところがどうもよくわからないんですが。

高橋経営局長 一七年産は昔の食糧庁ですね。今の食料部でやっている米麦の出荷に関する基本調査ということ、麦の出荷、どういう農家からどれだけという。昔の

旧食糧庁でやっております。ですから個別の農家がどれだけ面積をつくって、どれだけ出荷をしてきたかという形のものです。

梶井 そうすると一七年度の対象農家数はどのくらいになるんですか。

高橋経営局長 北海道で約一万七、〇〇〇。都道府県で約八万です。

梶井 八万。それでサンプルなんですか。

高橋経営局長 一七年度はサンプルではなく、出している農家全部です。一九年度は品目横断に加入した農家です。

梶井 加入している農家ですよね。そうするとこれは比較するベースが違うんですね。

高橋経営局長 そうです。比較ベースが違うので、先ほど説明したとおりちょっと母数が違うところについては注意が必要です。

梶井 母数が違うということでも、これが比較に耐えられるかどうかということなんですよね。つまり一九年度に対応できるようなのは全然違うわけですね。

高橋経営局長 一九年度はその中で個別経営体だけです。集落営農でやっているところは落としています。

梶井 だからそうすると、当然一九年度の個別経営の場合には一定の経営規模から上が、作付規模から上が対象

になっているわけですね、最低。これはないのかな。一九年度。

高橋経営局長 一九年度が品目横断に加入した人でですから、経営面積は少なくとも府県四ha、原則ですよ。

梶井 そのベースがあるわけですよ。

高橋経営局長 ベースがあります。

梶井 そうするとどうしてこの一七年度の場合も四ha、四haというように上をとってみてみると。そうした方がよかったのではないですか。

高橋経営局長 ですから米麦の基本調査の方が五haというのしかなかったんですね。

梶井 例えばそれでもこれ全体であれですか。そうすると比較できるのは三〜五ha、これから上のところが比較できるという形になるんですか。こちらの、つまり一九年度と対応できる数字でいえば。全体としての麦の生産構造というのは、こちらでもまだわからないわけですよ。ですからそうすると加入農家の生産構造がこうなりました。それに対応する前のやつは加入前のあれからいえば、ただ四ha以上の作付をもっていたのは、例えば三〜五haのところでは何パーセントだったのが今度はどうなりましたという形でできるわけですか。だからそれで行くんだしたら、こちらの一九年度の方も何も加入農家だけではなくて、麦の作付の全体をとって、全体と比べ

てみればいいのではないですか。

高橋経営局長 いやいや、そうではなくて、問題は二十何万ヘクタールの作付面積を旧制度では一ha未満から大規模層までが一定の分布でつくっていたんですが、今回は四haという経営規模層だけでほぼ満度になっているんです。

梶井 なっているけれども、それ以外にもうないということですか。

高橋経営局長 ほとんどない。

梶井 ないんだしたら、それでないものも含めて、そういうほとんどもないよというものが非常に微々として出てくるわけですね。それで比べた方が僕はよほどいいと思うんですが。つまり一九年度は加入農家だけを、前は基本調査では……。

高橋経営局長 実は小麦の基本調査はもうないんですよ。小麦の基本調査があればいいんですが、小麦基本調査そのものが今も、この部分がないものから。

したがって、どうしてもこの小麦基本調査で同じ調査レベルで比べられないものですから、私どもの品目横断の数字を使わざるを得なかったと。

梶井 つまり一九年度に関しては加入農家以外の作付規模というのはわからないということですか。

高橋経営局長 ないんです。わかりません。要は品目横

断の加入者で日本の麦は大体、ほぼ九九%はやってしまったということでは代表性はあるんだろうと思うんです。そこがちょっと、半数ぐらいしかやっていないとおかしくなってしまうんですが。

抜け落ちている集落営農

司会 だからこれはあまりよくないんですよ。というのは、集落営農の部分が落ちた話ですから。やはりその部分が圧倒的に大きいんですね。その部分をもっと評価した方がいいのではないかと思うんですが。

梶井 麦に関してでしょうか？

司会 ええ、麦についてです。都府県はもうはっきりしているんです。

高橋経営局長 北海道は全然問題ないんです。

司会 そうそう、北海道は全然問題ないんです。

梶井 それでは都府県の場合に、こういう形では……。

司会 北海道はオーケーなんです。都府県はびったりこないですね。

高橋経営局長 都府県でびったり来ていないんですが、少なくとも個別形態のところではそういうところに相当程度規模拡大が行われているのではないかと。ここに実はウェートをかけなければいけないんです。

梶井 そうするとこのベースが、この一九年度産の個別経

営体の分の麦作付加入面積で、これは何パーセントになるんですか。一九年産の。

司会 個別経営体のシェア？ 麦が七三・八%。認定農業者。

梶井 認定農業者だけで。あと三〇%が集落営農ですからね。

司会 大体二六%が集落営農ですよ。

梶井 それは面積ですか。

司会 面積で。

高橋経営局長 実は七掛けしないといけないのかもしれないです。

梶井 三〇%近いものが落ちていとなると……。

高橋経営局長 過大評価になっているかもしれないんです。

梶井 過大評価になっていて危険性があるのね、これは。

司会 これはちょっと過大評価なんですよね。

高橋経営局長 四一というところはですね。だからここに例えば〇・七、荒っぽいやり方でいくとこれは七掛けをしてやるということがあるかもしれません。

司会 今のことを一言でいうとこうなるんです。計算によると認定農業者の中で転作作物をつくっている農家の数は四〇・四%です。加入した認定農業全体で。人です

よ。ところが集落営農組織は八五・八%が転作作物をつくっているんです。だから今度加入したのは圧倒的に転作作物を担っている部分が米もやっていると入っていて、認定農業者では転作作物をやらない人が六〇%いるんです。東北地方などは全然関係ないと、米だけに入ったという人もいます。非常に複雑なんです。

梶井 極端な言い方をすれば、この大きな作付面積は集落営農の一戸当たりの平均にバツと落としてしまっ、集落営農の方が仮に一戸五〇aですよという形にして、一ha以下のところが全体の作付面積の三〇%なら三〇%がそこを占めていますという形でやった方がまだ全体としての比較にはなるわけですよ。

司会 ただ前のときも麦作集団だった事実はあるんですね。だから表現に苦労しているんです。やむを得ずこうしたんですが、ちょっと右の方がやや大きく出過ぎているようになっていて、少しインフレではないかと、数字的には。そういう批判はございます。

梶井 だから本当にこういうことになっているのなら大変結構な話なんだけれども、しかし、どうもちょっと何か……。随分つくった比較になってしまっているのではないかという印象をもってしまいますね、これを見る

と。だから仮に集落営農分のを何らかの形でこの図表に載

せる工夫をやった方がいと思うんです。そうすると麦の作付面積全体の中でのものは階層別シェアはどうなるかわかる。ただし、集落営農の分についてはこういう仮定の上でのパーセンテージですよということを置けば、まだ説明がつくと思うんですが。

高橋経営局長 あとこれ一九年ですから、これと二〇年との比較とか。そうすると同じデータベースになってくるので。だから一七—一九年のときにどうしても断絶があってしまうので、そこはもうちょっと一九—二〇年での比較みたいなことができてくると思っております。

やはり気になる米価下落

梶井 先ほどの谷口さんの問題提起とややずれるんですが、先にちょっと。米価下落というのは、僕は想定していたんです。つまり団体主体の生産調整といってもこれがうまくいくはずがないので、必ず不参加者の割合はふえてくるだろうと。そうしたら、それに引っ張られて米価は下がる。作況九九だからまだよかったですので、まともに行って作況指数が一〇〇などになったらもっと下がっただろうと思うんです。

下がるということは当然これある程度みんな予測の中に入っていたのではないですか。農水省はそれを予測していなかったんですか。

高橋経営局長 というか、それを予測しているということではないと思います。それからもう一つは、私どもとしてはやはり生産調整メリットを相当拡充したつもりなんです。従来の例えばお米の場合、認定農業者になるには需給調整に参加という前提なんです、そこに対する予算的手当で、それから税制面の手当で、これ相当程度やりました。

だから私などが知っている福島で従来は需給調整に参加しなかったけれども、今回はとりあえず入れと。なぜならば、去年ぐらいですが、今需給調整に参加していない人にとってもその人の米の来年の売り上げが伸びると思えないと。面積をどんどんふやせば別ですが。経営としてみればその人は売り抜けているけれども、価格はやはり全体が下がれば自分のところの売り上げというものは下がるという計算しかできない。それをカバーするにはもっともっとふやさずしかない。その限度が来た。そのときに価格の見直しともらえるメリットの関係を案分したら、こちらに乗ってもいいのではないかと。ひっくり返っている人も結構いたんです。

そうではなく、それでは今回どういう人がと。多分、今食糧部の方でことしの生産構造の分析をやっていると思うんですが、規模層でどこが今年増えているかですよね。大規模層なのかどうか、それとも中小、小規模など

ころなのかというところがやはり非常に大きな問題ではないかと。私どもとしては、ここがこんなに下がるといった事態であれば、例えば収入変動で「大丈夫ですよ」とやっているわけですが、それよりも大きな変動だったらどうするんだと。ただ、やはり七、〇〇〇円ショックというのが市場の底を割ったというのが大きいのだろうかと思うんです。やはりそれは卸に対してシグナルを送ったと思いますよ。明らかに。

司会 現場からみると、実際に生産調整から外れているのはやはり自給農家など小規模層ですよ。一地域の中で自給の分まで転作させるのはかわいそうだということです。あとは一部の大規模の方が外れてしまっているのが目立っているというのが実態ではないですか。

今回の品目横断は、米作付の農家をよくカバーできたなと思います。つまり稲得の半分までよくできた。不思議です。よくやったというか、そういう感じをもってします。

高橋経営局長 そこは私はこうだと思っんです。米の需給・価格は別にして、我々が新法でやろうとしてこのようにしたこと、私などがその地域に行ったときに言っているのは、「お米の政策がそんなに変わるわけではありませぬ」と。ナラシはありますよ。ナラシはありますけれども、それでも稲得と担経と従来あったものを変

えたという感じなんです。

そういう意味でなぜ我々がここでこの新しい政策を用意したのかということについては、今地域で一生懸命皆さんが農業をやっている、五年後、一〇年後、ともかく今考えてくださいと。今考えないで、五年たったときにそれでは皆さん方の平均年齢がこうなったときに「さあ、どうしよう」といったときに間に合わない可能性が本当にあるんです。

だから「今考えてください」と、今何をすればいいのか。今地域で考えてそれをお願いするんです。だから例えば四ha、一〇ha、二〇haあるいは特例要件全部含めて、一つのこういう要件をやっていますが、あれは加入要件という意味合いもあるんですが、麦・大豆は有意味加入要件なんです。それに参加しないとゲタがないので。

しかし、お米に関してみますと、あれは本当に加入要件か、足切りかというところ、実は小規模の生産者であっても米の産地づくり交付金もそうですし、先ほどいったような稲構や何かも全部含めてそんなに変わらない。ということ、我々が提示しているあの規模というのは米作にとってみますと、今後考えるその地域でどのようにしていくのかを考える際の一つのモデルというところ、標準を提供しています。

それも全部が全部これという話ではないんですが、そのようなことも念頭に置きながら地域をどうするのかを皆さんで考えてくれと。その呼びかけに敏感に応じたところは、岩手だろうが、島根だろうが、それから佐賀はもともとできていたということはあるんですが、そういったところは急速に伸びたんだろと思うんです。

中山間地域の対応からみると

服部 ちょっとよろしいですか。七月かな、新潟県の中山間地帯に行ったのですが、おっしゃられたような感じ組織をつくって対応しているという地域が多かったです。まさにそこでは今後の地域と農業の維持という観点で対応がされているということです。

○だけれども、そのうちの三分の二が「準ずる組織」だということですが、そこでも恐らくそういう観点でやられているのではないかという気がするんです。その加入面積が担経の場合を上回ったというのは、やはり積極的に評価しうるものかなという感じがします。

谷口さんもおっしゃられたんですが、やはりそういう方向をさらに充実させていくのが一つの行き方だと思います。やっている人たちは別にはかの組織に行こうなどとは考えていないんですね。それ自体をきちんとさせて

いくということを考えているんだから、もうそれはそれでいいのではないかという気がするんです。

ただ一番心配しますのが、局長が米価の下落に対してナラシの収入変動があるからおっしゃられて、そういうナラシがあって、今の米価の下落に対して加入している集落営農組織が、あるいは個人がそこで補てんされればいいと。そこが一番気になる。日本農業新聞などをみていると、個別の例が出てくるわけです。たしか昨日ですか、山形県の二〇〇haぐらいでやっているところの収支計算が出ていて、これだけ下がってしまうとやはり予想よりも下がって赤字だという計算が出てくるわけですよ。

あの計算の中に、収入変動というのは後から払われてくるものだから、それがカウントされているかわからないわけです。多分カウントせずに計算しているのかという感じの方が多いんですが。

梶井 カウントされて計算した数字が入っていたんじゃない？

服部 あれ入っていましたか。だからそこなんです。収入変動をカウントしていて、やはり補てんがきかないとすると。そこでナラシの対策が、ナラシとして一定の水準を考えていたものが維持されないと大変ではないだろうか、問題ではないだろうか、ここが一番気になるん

ですよ。

もう一つは、私は米の過剰作付というか、過剰生産というか、それは、簡単に措置できないのではないかと感じる感じが強いんです。いろいろな要因があるのかもしいないですが、原則自由だとなっている。以前のように勝手につくったら一定の規制がかかるというのではもうないわけですよ、そこところが。

そうやってみると、全体として生産がふえれば価格が下がるから、最終的には個人も損をしてしまうんだからということ、マクロの判断でもって動いてくれるとは思えないんです。自分個人の、自分たちさえよければいいんだから、そこは。

そうすると価格下落という問題が深刻な問題として今後出てくるのではないか。今の補てんの基準が五年間のうちの上下除いた三年間の平均だから、下がってくれば、そこが下がってくるわけでしょう。そこに問題が、ことしはともかくとして、以降出てくるのかなという感じがありますから。

梶井 ことしは想定以上の下落幅だから問題になってしまっているんですよ。

服部 そうなんでしょう。

梶井 想定内の下落ぐらいならまだよかったですんだけどこれも。

米価下落とナラシの政策の関係

高橋経営局長 多分今の議論をちょっと整理させていただきますと、少なくとも今回の新制度においては、昔の稲経、担経の三年平均とは違って五中三（中三年）という形で、下落に対する基準値の想定もすごく緩やかにしたわけです。三年だほとんどん低下する…。だからそこです。まずやっただ。したがって、去年よりも基準値のところのスタートラインというものも非常に緩やかだったと。

問題は下落率なんだろうが、それがそんなに大きくなければ新しい収入変動対策、ナラシで戻せますので。ただ、あれは積立方式ですから、その積み立てがなくなってしまうと出せないですね。そうするとセーフネットとしての役割が果たせなくなって、想定外と。それが多分計算の出でるところ。

ですから問題はやはり、これはどちらが表でどちらが裏かだと思んですが、価格のところで下落というのをなくせば、この議論は本来ならば出てこなかった議論だろうと思っております。

したがって、そこをどうしていくのかと考えるか。それとももう下落はしょうがないと考えてやっていくのかという、この議論なんです。これはもう地合いを悪くす

る典型なんです。要は米の場合、出来秋から本当に売り切るまでの一年の間でどうやってということ……。あれは本当に気分的なところがありまして。例えば十六年産でしたか、最初は悪かったんですが、最後上昇した年というのがあるわけです。

梶井 大体生産カルテルなどというものは、行政カルテル以外は、多数生産者が関係している場合には成り立ちようがないんだというのは常識ですよ。それをあえてやろうといったのであれば、行政カルテルの強制力にかわる相当なメリットをカルテル参加者につけないとだめなわけですよ。

高橋経営局長 ですから今度逆にいいますと、参加者、インナーに対してのメリット措置で行くのか。そのところで、インナーメリットで行くのか、その価格全体の浮揚策を別の形で需給操作へ行くのか。これはまたちょっと別の話になってくるわけですよ。

司会 そうですよ。大臣がいつている例の備蓄米の話になってるし。

梶井 だから生産調整という問題に限って言えば、カルテル参加者へ一体どれだけのメリットを与えるかということがこれがまず大前提ですよ。多数の関係者が関係している生産カルテルを実効あらしめるためには、制度上そここのところが欠けているという点は非常に問題はあ

るんですよ。

高橋経営局長 ただそのところで、要は産地づくりとか、もともと参加を予定している認定農業者とかそのところには、目に見えるかどうかは別にしても、かなり厚くはしてきているわけです。そういう形でやってきて、それで足りるのか、足りないのか。

五年後・一〇年後への呼びかけ

梶井 そこで先ほど局長が、これ皆さんに五年後、一〇年後のことを考えくださいという呼びかけなんだということをお説きされたんですけども、「呼びかけ」という形で選択させるのであれば、集落営農などに関していえば選択の幅をもっと広げた方がいいですよ。

それが五年後の法人化だとか、その担い手に対する認定農業者並みの所得何とかといった、そういう枠のほめ方が、「あなた方、将来を考えてください」という呼びかけにしては、これは枠組みがちょっと強すぎたんですよ。

高橋経営局長 ただそこはそうかなと、現場はそうとっていないと思いますよ。これだけつくっても、なぜかというと、我々いろいろと集落営農の推進をやったときに「五年後の法人化が目標です」と、当然五年後の法人化というのは一つの目標だから、そこで頑張ってください

と。だけど、頑張っただけでできなかったからといって、それでは取り上げますよということはないですし、それからそのときに更新がありますよということもいっております。

ですから制度をつくった以上はやはり目標に向かってくださいねということの趣旨でいっておりますし、それからもう一つ、例えば所得目標もございますけれども、あれもやはり地域の目標ですよ。だからあちらなどは、逆にいうともっとなぜ、特定農業団体制度があるから、あれは特定農業団体から来て「特定農業法人」という形で集落営農として今の「準ずる組織」もやっているんですが、先ほどちょっと申し上げましたように、いわゆる今の目指すのは農業生産法人を目指さなければいけないと。そして農業生産法人であるべきためには特定農業団体、特定農業法人みたいなことを念頭に置いているわけですが、私どもとして集落営農組織に究極に求める最低限のところは何かというと、それは安定的にやっってくださいねということですよ。

安定的にやるためには昔から何度でもやってきた任意の共同体ではなかなか永続されない。そうするとある意味での法人化なんだと。だから法人化のときに政策方針まで求めなければいけないのかというと、今の制度だからそれは法人化は今の制度になるんですよ。

しかし、私どもとしても本当に農業生産法人でなければいかんのかというと、実はそう思っていないです。なぜならば、「ええ？ 集落営農が全部農業生産法人にならなければいけないなどという実態ではないよね」と。だからそこは実は、いわゆる農業経営を農業生産法人でなければいけないのかという議論が、ちょっとまた別にあるんですが、そこは見直すべきだというのは思っております。

梶井 例えば農業生産法人の枠組みなどでも今度新しく登場してきたLLPなどが、あの仕組みなどがもう少しよく理解されれば、この法人化はやりやすいはずなんです。あのLLPなど、今までの農事組合法人なり、あるいは有限会社などの組み方よりはまだLLPの方がはるかに……。仕組みがわかれば、皆さん割に理解しやすい会社組織だと思えます。

ですからそういうのに時間を、余裕を与えなければだめですよ。判断する時間を……。

高橋経営局長 ですからそれはもう五年は十二分にありますし、五年は十二分ですし、実は五年で切れているかというところ、まあ五年で切れているわけではないですから、そこはさらに五年の先のところが……。

梶井 そのところはやはり二〜三年で見通しをつけられるということと、やはり七〜八年、一〇年かかると

ころがありますよ。

高橋経営局長 ただそこを最初から何もしなくてもいいということでは……。

梶井 いやいや、経理の一元化なり何なりという形でしっかりしたマネージをやってもらわないと困りますよということが肝心なのであって、それはやれるんです。それにプラスして法人化だとか何とかという枠をはめるということは、僕は特に集落ベースの話し合いの上でいろいろやっていこうというところでは問題があるのではないかと思いません。

だから規約というものが十分にしっかりしているということが前提であればいいんですよ。

高橋経営局長 ただ結局そここの認識なんです。が、今のでこのまま行くと、やはり溶けてしまうのではないかという感じがするんです。本当に集落が。

梶井 いやいや、だからそのような心配があるからこそ、だからこそということ……。

司会 例えばそのときに熟度に応じて報奨金の配分の仕方を変えるとか、そういうのがあってもいいのではないですか。そういう誘導の仕方があった方がわかりやすいと思うんです。

スタートラインをめざした政策

高橋経営局長 そういう意味で逆にいえば、先ほどおっしゃいましたようにスタートラインなんです。集落営農についてもスタートラインに乗っていただくことが必要最低限。そして目指すところは法人化というところがあるんですが、そこにどうやって一年目、二年目、三年目、四年目、五年目という形でステップアップしていくか。

例えばそこで外部が「今のあなたの状態はここまで来ています」と、第一段階に来ている、第二段階に来ている、そういったようなものを判定しながら次のステップに行くためにはどうしたらいいか。そういうステップアップのフォローアップといってしまうか、そういったようなことを実は来年度の予算である程度やっていきたいなど。だからスタートラインに立った人がゴールに向かっていくための助成みたいなきことは来年度にやっていきたいなと思っております。

それからまだまだそのスタートラインに乗っていない地域もたくさんあるので、これをそのままにするわけにはいけません。これもまた何とか思っております。

梶井 スタートラインに立てないところは、今の枠組みのところではジテートしてしまうんですよ。集落営農から認定農業者へという発展コース、これが大前提だった

わけでしょう？

司会 前はね。

梶井 そのところなんですよ、問題は。

高橋経営局長 経営安定新法では少なくとも、あの経営安定新法が出る前は基本的には経営基盤強化法の体系しかないわけで、あそこではそういう形でしたよね。切り方としては。特定農業団体、特定農業法人的なものですか集落営農はなかったわけですから。

それは、今回の新法の中では並列で位置づけているわけですよ。そこはやはり水田農業の実態みたいなことを考えると。少なくとも今の段階ではやはり両者のところについて差はつけていないです。

司会 問題は、今の法律の助成体系がそうなんですが、やはりこれは発展するところなるんだというところはなにかということなんです。現場ではそれをやや疑っているのです。

梶井 梓づけの仕方が特定の発展を想定した梓づけの仕方になっているということが問題なんです。

高橋経営局長 その部分が法律制度だということなんですよね。その政策手法の仕方も従来予算措置だったのと同時に、今おっしゃられたようなことについても、例えばスーパー経営体を目指すというのは認定農業者を超えて効率的かつ安定的経営体に行って、さらにスーパーと

なる。「基盤強化法」というものがあるものだから、基盤強化法になるのは利用増進の時代とか、ああいふ認定制度がない時代であればそんなことはなかったわけですよ。

しかし、やはり基盤強化法、認定制度、効安経営、基本法という中の体系の中で、今の新法がなければおっしゃられるような話はあるかもしれないですが、少なくとも法体系に経営安定新報を一つ入れたというのは、私は政策としてやはり法制度というのは一番大きな枠組みにあるわけですから。

梶井 利用増進法をつくって、あの中で農用地利用改善団体を制度化しましたが、団体は規約をもたなければいけないというのが随分強い縛りになっていた。しかし、農水省で出したあの解説書の中では、「皆さん規約づくり、規約づくりといっても、集落はある程度みんな規約はあるでしょう。それを文章化してもらえばいいんですよ」という指導を随分やっていましたよね。

僕は集落営農のスタートラインに立たせるのでしたら、その辺のところからやはりスタートラインに立たせた方がいいと思うんです。

高橋経営局長 要はあのときに、利用改善団体が目指す方向というのは、ある意味規模拡大的ところだっただけですよ。ですが、地域の集落そのものをどうするか

というところの状況では、あの五〇年代ではまだまだそこまでせっぱ詰まっていなかった。だからああいう利用改善団体の仕組みであったと思うんです。

だから実際にこの前の基盤強化法改正のときに、利用改善団体の規約見直しの過程で特定利用団体のところは残ったんですが、後は一切消えているというのは、やはり今求められているのは、単に土地の流動的な話ではなくて、集落全体の構造をどうするかというところを考える仕組みにしていけないと、利用権の設定等をどうしていくのか、推進して土地利用をどうするのかという利用増進のところでは間に合わなくなってきたんだろうと。

梶井 基盤強化法にしたときに、利用改善団体の協議というものを非常に形式化してしまっただけですね。市町村の計画樹立というところで行ってしまおうというその大前提として、利用改善団体の積み上げを市町村は踏まえてやるんですというのが利用増進法の段階では生きていたわけですが、それが非常に薄らいでしまったわけですね。

高橋経営局長 だからそのところ、あのときなぜなかったかという、要は利用増進から経営基盤という形でインフラである土地だけではなくて、そこで展開される経営全体に変えていこうとやると、行政的な方向性みたい

なものがさらにもうちょっときちんとしなければいけない。そこは経営でやって認定農業者制度が入ってきてと、そうやると利用改善団体の役割がどうしても縮んでしまった。

それはだから特定みたいな形で復活して、さらに今度の新法というような形になったのではなからうかなと、これはある種の個人的解釈ですが（笑声）。

ステップアップ策は？

梶井 今お話のあったステップアップのための具体的なもの。それはことし何か……。

司会 二〇年度概算要求でこの前みました。

高橋経営局長 はい。

梶井 そうですか。

司会 概算要求の話です。

高橋経営局長 今の、まだまだでき上がっていないんです。

司会 本当にそのまま実現できるかどうか知りませんが、一応「やる」という意思を農水省が示したという話は聞きましたが。

梶井 この中にあるんですか。

司会 今日はないです。

梶井 ここには入っていないんですか。

司会 申しわけないですが、ないです。

服部 先ほどの局長の米価下落の話なんです、やはりメリットがどれだけ強く、スパッとわかるメリットかどうかということが最後にあるような気がするんですが。

高橋経営局長 私からいわせますと、その組み合わせが過去の歴史なんです。そのときにどうしてもその二つの手法しか実はなかったというのが一つあるんですけど、これは夢物語だといわれるとちょっとあれですけども、今までの需給調整、生産調整の歴史というのは、主食用の米の消費量というのがどうしても縮まる。

片や生産の土地の方も野菜定着分や何かでマックスの生産量も若干減ってきているんですが、需給調整ギャップというのは確実に広がりますね。現実広がっていくわけですから、昔は要調整数量などというのは数十万haだった、今はもう一〇〇万haみたいな形になってしまわうわけですね。

そういう中でどんどん要調整数量はふえている。片や価格自身がどんどん減ってきていますねと。そうするとアウトサイダーに向かうインセンティブがそこでどんどん出てくる。逆にいえば、今おっしゃられたように、メリットをどんどん上げるか。そうでなければきちぎちぎの締め付けをやるしかない。そうでなければ後は需給全体を何とか在庫調整でやるみたいな悪循環に陥っているわ

けです。

だからそこでみてしまうとそうだと。ただ今いっていただきますが、これはまた夢物語といわれたらいけないんですが、それは主食用米穀、国内主食用米穀だけではないかと。今我々が次に考えなければいけないのは、いろいろなことを考えなければいけないのでしょけれども、いろいろ考えるなら米穀を国内主食用米穀だけで考えるのか。

今までは確かに飼料との関係だとかいわれていました。これは飼料との関係も自給飼料の供給、全部粒でやるのかどうかは別にしてです。自給飼料の問題であっても、あれだけの穀物における価格差があるような段階と徐々に違ってきて、それから品種改良もあって、稲全体の収量が一・五トンか二トンに近いようなところでやる時代になってきた。

そういう主食外についての需要というものをどうみるか。それは単に従来型の飼料だけではなくて、バイオの是非というのはあるわけですが、バイオみたいなものも出てきました。要は非食用の需要プラスこれに今第二陣、第三品の陣がありますが、対中国みたいな話の、向こうも出してくるかもしれないですが。

しかし、こちらから向こうの半分でも行ってくればです。ここにおいてまた全然違った状況になってきます

ねと。いわゆる輸出の議論。そういったものが一つの政策のステージに乗ってきます。テーブルに。それは今までにはなかったところではないかと思えます。

そういう中で、それだけでは、単品では価格でそんなに経営などというのはつくれません、今これだけつくれる面積が減ってきている中で満度で全部つくってしまうかもしれないませんが、もうちょっと全体の土地利用ですよ。耕作放棄地すべてとはいうつもりはないですが、そこまでやってそれだけの生産性を上げることによって、確かに用途別の価格、昔とは本当に全然違う用途別の価格の中でトータル収益をどうするか。

それからこれはいろいろと産品はもっと大きいのですが、何で薬の米をさっさと認めてくれないんですかと。

逆にいえばこれの単価などはもっと高いわけですね。食用単価に比べたらもっと高い。花粉症も含めて。ただし、これは「GM」というまた難しい議論があるんですが。

そのところをどのように管理をしながら、そういう超高価なものから一番どういうことのところまでをみるのかわからないですが、それで全体の水田の満度な高度利用をやった上で、主食用でどれだけ、その他でどれだけという中で計算をするということが、もし今来年、再来年ということはいいませませんが、例えば五年ないしは一〇年の中でできてくるのであれば、そこまで水田をもた

せてもらうということが非常に重要になるのでしょうねと。

対象品目を広げよ

梶井 私もそこは非常に大事だと思うんです。ここで市町村で対象品目を地域の事情を踏まえて検討しろとなつて、そば、菜種などが上がっていったようですが、今のお話のように、米それ自体も非常に多用途になってきているわけです。この辺も踏まえて少し考え直す必要があるのではないかと思います。

例えばことしの概算要求予算を拝見したら、自給飼料増産対策ということで随分新しく予算を組んでいますよね。あの中で「自給飼料」といっているけれども、やはり対象となっているのは依然として粗飼料だけですよね。

高橋経営局長 あの粗飼料の中にはホールクロップ系のものは当然入っています。

梶井 それにしても粗飼料だけですよね。どうして飼料穀物ということの問題にしないんだらうと。国産飼料増強何とかといっているながら飼料穀物に関しては一言も触れていない。

服部 まだそこは余りにもコストが高いから……。

高橋経営局長 そこは技術陣のところ、飼料穀物が出

せるよというところの、少なくともビジネスモデルをつくってもらわないと、今はまだ粗飼料のビジネスモデルは耕畜や何かでありますけれども、まだちょっと飼料穀物はきついなど。トウモロコシはほとんどまだ無理ではないですかね。

梶井 そうですか。もう二〇年前になります、我々、「自給力の技術的展望」というものをやったときに試験場の先生方に聞いたところ、例えば日本のトウモロコシのあれでも大体一〇アール八〇〇kgとか、そういう技術は試験場の技術者はできていると。普及にのせても六〇〇kg以上はとれると。

高橋経営局長 ですから単収ベースはいいんですよ。

梶井 どのような生産体制を組むかということが問題なんです、それをやるにはやはり飼料穀物の生産というものが政策体系の中に入らないと生産体制をどうするかも問題にならない。今こそ政策対象に載せるべきではないか。飼料穀物を入れれば穀物自給率六〇%以上になると僕は書いたんですが。

高橋経営局長 そうなんですけれども、ただ今の基本計画の自給率の目標のところの、生産努力目標のところがありますよね。あそこではやはり粗飼料自給率を一〇〇にした。ただし、濃厚飼料の、飼料穀物の方はまだちょっと行かないので、穀物自給率全体は、飼料自給率

全体はまだちょっと行かないという感じです。

梶井 ここへ来てやはり飼料穀物の価格高騰といううなことが大問題になっているわけでしょう？ それを踏まえて国産飼料の増産ということを新しく予算を組んでいながら、なおかつ飼料穀物に関しては一言も触れていないというのは一体どんなものかと思ってしまいますね。

高橋経営局長 ただ飼料穀物になると、やはりそれだけのものを提供できるだけの技術と体系がないと……。

梶井 しかし、少なくとも施策化方針を早く出さなければいつまでたってもそれはできませんよ。それとも局長が五年先、一〇年先……。

服部 飼料米で、農水省が出している文章に載っていた例では、たしか一〇a八〇〇kgかな。名前はちょっと忘れましたが、独法の中では一〇a八〇〇kgという実験の成績は出ているんですよ。

司会 一九七〇年代の日本に高単収地帯は二箇所あって、青森・長野県なんです。そのときに集落とかいう単位をとると八〇〇kgにもう当時ですら到達していたんですよ。

服部 そうではなくて、今の話です。

司会 いや、何十年前にもうとれているんです。普通の食用米で。だから飼料米だったらもっと単収が上がるん

です。一生懸命やれば。やっていないだけですよ。

梶井 やろうといえませんが八〇〇kg行きますよ。

司会 やっていいだけです。八〇〇kgなどという話は、もう何十年前の話ですよ。

服部 でもやはりそれはまだ実験の中の話であって……。

高橋経営局長 だから私もその辺のプロではないのでわ

かりませんが、結局C二かC四かという議論もあるし、それからやはりトウモロコシに比べるとちょっともう一つではないかという話も……。

司会 トウモロコシは日本では無理ですよ。

服部 トウモロコシも恐らく無理だと思っんですよ。もう数十年、四〇年ぐらい何もやっていないでしょう？

司会 これは米の話で、すぐそちらに行ってしまうのでどうも心配なんです（笑声）、本来の品目横断の話、最初に局長がいったことに従って……。

梶井 だから僕は水田利用という問題に関して、やはり長期展望をもつべきだと思うんですね。今の段階では。

その中でこの政策をどのように位置づけるかということからの検討が必要なのではないのでしょうか。

高橋経営局長 やはりそこはまだ基本計画のあそこの自給率目標、生産努力目標自体のところを根本的に、あそ

この見通しと構造展望と、経営展望はちょっといろいろあるのかもしれないですが、これらをやる部分はまた変

えなければいけないところではないのではないかと
と思います。

米の需給調整はどうなる

司会 先生、少し矢坂さんに時間を譲ってください（笑声）。局長の方に制限がありますので。

矢坂 この品目横断的経営安全対策での米の扱いは、価格変動の影響を抑えるためのナラシです。比較的消费地から遠い産地がこの対策に参加して、従来から生産調整が未達である大消費地はどんどん生産調整から離脱していく。実態として米の生産調整がこういう形で壊れていくのかなという印象をもちました。

所得の安定化が図られるのは前者の方で、後者の未達県のようなところは価格下落の影響をともに受けますが、生産は自由です。こうして米の生産調整への参加を担い手の要件とする意味合いが薄れてきます。つまり稲作農家の価格変動リスクを政策的にカバーする対象をどのように設定するのかということが改めて問われるように思います。

この点についてどのように思っていますか。

高橋経営局長 その米自身の単品の需給関係をどのように調整するかということと、それを水田でつくっている

農家を力強くするということをどのような政策でやっていくかだろうと思うんです。

今回の新しい経営安定対策の考え方というのは、予定調和というつもりはないんですが、少なくとも米については国内マーケットでまだ閉鎖されている限りにおいて、需給調整をきちんと片一方でやるんです。やって、そこで形成される価格ということを前提として。そしてその価格を前提としてできるだけ規模拡大、集落営農も含めてですが、そういったことのメリットを追求することによって、平場はそういう形、それから中山間であってもそういう形で効率的でやりながら、農地をきちんと保全していてもらいましょうということが米を中心とした地帯の話だろうと思うわけです。

そこに需給についての新しい状況が発生しましたといったときに、我々としては需給改善をきちんとやるための先ほどおっしゃられたようなためにはメリットを上げるか、需給調整をしていくのか。あるいははたまた新しい用途をみるのかというのが一つの解だろうなと思うわけです。

それとは別の手法というのはいまもしかしたらあるんです。その「もしかしたらある」というのは、それはそのまま放っておいて、逆にいえばその中で競争させていきましようねという議論なんでしょうが、その行き着

く先というのは、多分一番平場で一番いいところなんですけれども、それも都市近郊だけみたいな立地的な形で存在するところ。本来の土地条件の差というよりも「立地条件」ですよ。その消費地との間の立地条件の差だけで何か決まってきてしまうのではないかと。それは日本全体の、国土全体のバランスからいっていいのかどうかという感じはします。

だから私は難しくても前者みたいなことでやらないとまずいのではないかと思っています。もちろんそういう調整過程で何かいろいろやればいいではないかというところはあると思いますが、その調整過程といたたら物すごく膨大なことになるのではないかと気が私などはします。

小林 最初に餌米の話が出たのでちょっとお知えて下さい。ご存じかと思うんですが、既にやっているところが何箇所かありまして、山形と岩手では豚でやっていますし、千葉では鶏でやっています。問題は家畜の腹を通すことによって付加価値を高め、餌米価格の高さをカバーすることができるとかということですね。

実はトウモロコシも青森でやっているとかがございまして、収穫したものを全て手で粒にまでして利用し、玉子を一個四〇〇円で売っているんです。それはちょっと例外的な話ですが。

きょうのお話を伺っていて、米についての目標を達成したということでしたが、最終的な長期の目標面積をどのくらいにしたかということが問題だと思います。つまりここでいう生産者は四〇万戸で、面積的にも日本国土の農地面積の全体からも、非常に少ないものでありまして、流通にかかわる米とか麦のみを対象にしたものです。やはり本来的には今の農地の四七〇万haをいかに維持していくか、そしてどういう担い手を将来的に確保していくかということが問題であって、そういう意味でいいますと、先ほど一番最初にご指摘になったように、米麦以外の担い手のところとか、それ以外の作付のところというのはどうも目配りされていないように感じています。例えば自給飼料については増産で「一〇〇万ha」という目標がありながらも、今はもう一〇〇万をはるかに切ってさらにどんどん減っているような状況です。それをどのようにの中で位置づけてやっていくのかというのは、みえないわけです。

だから米麦以外のそういったかなり基本的な作物というものもやはり日本の農業の将来を考えると、維持していくということであると、この政策自体がそういう全体の目配りということにおいて、やはり少し欠けるところがあるのではないかという印象をもってしまふということです。

最大の問題は米生産の構造改革の遅れ

高橋経営局長 出発点はやはり一六ページなんですよ。

今おっしゃったものに関して。日本の農業といっても、もちろん今のWTO、EPAで酪農だろうが何だろうが、ちょっといろいろな議論があります。だけれども、基本的に農業構造でこの主業農家比率みたいなものが、やはり問題なのは水田農業なんだろうと。やはりこれが脆弱なんですね。例えば今の酪農畜産、飼料はやはり中間材なので、その餌の問題も含めて酪農畜産という形でとられるべきなんだろうと。資材投入のやはり一部門ですから。

コントラクター等ちょっと別経営になっていたとしても、それは別経営であったとしても最終生産物である酪農・畜産物の飼料でみていくことだろうと。しかし、問題は府県の大豆である米なり麦とか大豆。この麦・大豆は実は北海道のウェイトが高いからこのようになっていますけれども、府県モードで行けばこんなのももっと低いわけですよね。

だから野菜対策、果樹対策、酪農・畜産というのは別にきちんと対策を打っている、もっと別の対策があるわけですよ。それこそ飼料問題も含めて、飼料の安定基金や何かという装置もっている。畜産などは英語でも

違うから、そういう意味で行政体系も一つは独立しているのではないかと私は思っています。

司会 時間が来たのでできるだけ簡潔にお願いいたします。

加瀬 集落営農も入れて大体三〇万の農家がこの政策の対象であること、それからキャラバンの結果について、小規模農家が農業者としてのプライドが傷つけられたというようなお話も紹介されましたが、予算の最終的な落ちどころという点でどのくらい政策のなかが変わってくるのかと農家の方が実感しておられるか。

つまり従来の政策から自分たちのところは受けとるものがかなり減ると。プライドの問題ではなくて、政策の直接的影響についての実感というのは相当あるのでしょうか。

高橋経営局長 そこが例えば麦とか大豆などについては緑のゲタが少ないと。今年いわれておりますのは豊作になったものですから、固定払いがあると一俵幾らというのは割安感になってしまふんです。だから足りない、足りないという話になってしまふ。しかし、逆にいえば収量が減収しているような場合には割高感になるというところがありますので、トータルとしては格差是正のところはほとんど変わらないはずなんです。全体としての。もちろん地域によって問題はあります。

米は恐縮なんですけど、市場価格の方なんですよね。市場価格の手取額の議論になっていますので、そこは我々はその減収補てんの対策を打っておりますから、その減収補てんでセーフネットが動くかどうかというところが今後の大事なことだと思っております。

服部 三月になってみてどうかという話ですね。

最後の質問

司会 私も最後に一つだけ質問させていただいて終わりにしたいと思います。第一ページに特例適用申請というのがありました。この評価ですが、集落が三三%で認定農業者が一二%だと。先ほどいったように、これには実は二つの問題があるんです。

集落営農組織が認定農業者になってしまえば、4haの面積要件でよくなります。だから特例適用申請をしなくても認定農業者になる集落営農の農業生産法人、具体的にいえば農事組合法人は4haでもOKなんです。

だから特例適用申請をしなくても正規のやり方で規模が小さいままで認定してもらっているんですね。集落営農は本来は一〇とか二〇haの面積だったんです。そして集落営農組織として申請しているものについても三分の一は特例申請しているということなんです。

つまり集落営農は、規模で切ることは非常に困難だっ

たのです。四haの個別の設定農業者になることはほとんどの集落で可能なんです。全面積を一人でやれば。しかし、集落営農で一〇とか二〇ha以上になるのは必ずしも容易ではないんです。集落の規模自体がそれ以下だったら、ほぼ不可能だからです。

だからそういう点では集落営農というのは、何割集積すればいいということでもやるべきだったと私は思っているんです。

その点ではこの実態をみまして、もし緩和するとすれば、そういう実態に即したやり方がもっと組織化の可能性を高めるのではないかと感じているんです。意見ですが、その点についてどのようにお考えですか。

高橋経営局長 最後、そこはいろいろあるんですが、集落営農組織についても地域によって多分相当違うという感じもっています。だから最終的に安定的にいくためにはそれなりの経営収支はきちんとなさなければいけないところを中心にする経営体と、そこはやはり面積はそれなりにもっていないとこれは問題だと思っています。

それとは別に、先ほどもいきましたように、将来の地域、集落全体を何とか保全をしていこうという意識で始めている集落が逆になぜ面積が少ないかという点、中山間で足りないという感じになっています。そこはある意味中山間特例みたいなものが相当効いているはずだと思います。

っております。

だから私は平場の集落営農の場合は、やはりそれは経営体としてきちんとした農業効率を上げていってもらって、そういう前提の面積でないとまずいのではないかと思っております。

ですから先ほど申し上げましたように、どのようなところで本当に困っているのか。できないといわれている理由の精査・分析をもう少し整理する必要があると私は思っております。

司会 現場の感覚からいうと、ひどい集落営農でも、いったんつくってしまうとつくった人はそれなりにやらなければいかんという使命感が出てくるのも現実なんです。そういうところに行くと、「これでは内容がないじゃないか」と確かにいますよ。しかし、現実には必死でつくっているんですね。その方向性をいかに励ますかということが政策的に大事なことなのかなと思います。

高橋経営局長 ですから先ほどいきましたように、来年度以降でスタートラインに立って走り出した人をどうやってそのゴールに向かって誘導していくかということ、予算や何かをやっていくかと思っております。

司会 もう時間が完全に過ぎておりますので、これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございます。

編集後記

◎ 認定農業者と集落営農を合わせた加入申請数七万二四三一経営体。新経営安定対策の初年度の実績だが、都道府県のバラツキが多く、集落営農の申請数も半数以下、コメの面積カバー率も二六％に止まり、今後への問題・課題も数多く指摘されている。

実績はともかく、出発から「小農切り捨て」の不評を背負い、未曾有の米価下落が重なった上に参院選の大敗で修正への風当たりも激しく、思えばこの政策も不幸続き。

一方、民主党が掲げた戸別所得補償政策は農業者の琴線に響き、参院選で自民党支持者の多数票が民主党に流れたというのが大方の評価で、既に法案は参議院を通過、衆議院に回付されている。民主党案は、与党や商業新聞で相変わらず「ばらまきへの回帰」などと批判されるが、荒廃する農家の心情をそれなりにつかみ、もう少しやってみよう”という気にさせる。なにより多くの農業者に光を当て、しかも分かり易いのがいい。

政策当局も地方行脚で得た意見をもとに修正論議に拍車をかけるが、願わくば財界等におもねらず、農業者・農村がいま何を欲しているかを探り、後のない農政路線をしっかりと確立して欲しい。あるべき方向への時代や社会の風はフォローで、今をおいてないと思うが……。

◎ 食品メーカーの偽装事件が後を絶たない。偽装発覚のきっかけは、殆どが当該企業からの内部告白で、背景に上げられるのが昨年四月施行の公益通報者保護法。

一方で、ミートホープや比内地鶏などは別にして、消費者をあざむこうという悪意に満ちたものは別にして、告発を途中で止めたり、企業自ら自主回収する件数も急増しているという。そのため、食品偽装の規制を司る不正競争防止法、JAS法、食品衛生法、景品表示法等の法律をまとめ、もっと機動的に対応できる体制にすべきという指摘も強い。識者も企業の今後の対応について、自主的に公表する、不正をそつとやめる、もっと巧妙に不正を働く、に分かれるだろう予想する。

ところで、企業が決めた表示を絶対視するあまり、消費期限が一日たりとも過ぎれば廃棄してしまうというものも如何かと思う。野菜や果物などは表示対象外のものも多く、消費者は目視や触れて鮮度や味を推し量って購入する。家庭で調理したのも、臭いや、時には口に含んで判断する。もともと消費・賞味期限を決める場合曖昧さは残り、善良な企業は多少の余裕を見て記載するとう。だとすれば、表示を妄信するだけでなく、五感を働かせて自らの判断を養う賢い消費者になることも肝要だ。安易に物を捨てて痛みを感じない人が多すぎる時代だからこそ、とりわけそう思う。

(太田)